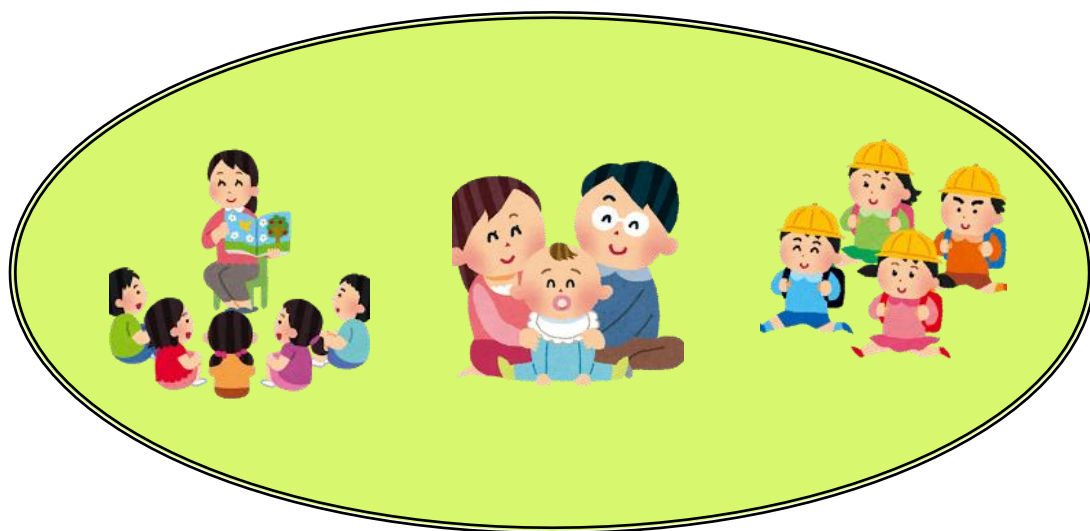


胎内市
子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月
新潟県 胎内市

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景・目的.....	2
2 計画の性格と位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
第2章 子どもをとりまく環境.....	6
1 胎内市の現状.....	7
2 人口の将来推計.....	18
3 次世代育成支援行動計画（後期）の状況.....	20
4 子ども・子育てニーズ調査の結果概要.....	22
第3章 計画の基本的な考え方.....	46
1 基本理念.....	47
2 基本目標.....	48
3 計画の体系図.....	55
第4章 教育・保育提供区域の設定.....	56
1 教育・保育提供区域.....	57
2 地域子ども・子育て支援事業の区域設定.....	57
第5章 子ども・子育て支援給付事業.....	58
1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保.....	59
2 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	62
3 産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	62
第6章 地域子ども・子育て支援事業.....	63
1 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保.....	64
第7章 子ども・子育て支援関連施策.....	76
1 児童虐待防止対策の充実.....	77
2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進.....	77
3 障がい施策の充実.....	77
4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組.....	78
5 少子化対策に向けた取組.....	78
第8章 推進体制.....	80
1 推進体制.....	81
2 進捗管理.....	82

■■ 資料編

- 1 胎内市子ども・子育て会議条例 84
- 2 胎内市子ども・子育て会議委員名簿 86
- 3 胎内市次世代育成支援行動計画の実績（別冊）

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

全国的に自然減による人口減少が進む中、特に地方では転出などによる社会減も重なり、各市町村では人口減少対策を講じることが急務となっております。

このような中、少子化についても深刻な問題となっており、その主な要因としては、晩婚化の進行による未婚率の上昇等があげられ、その結果、夫婦が持つ子どもの数も少なくなり、将来の我が国の社会経済に広く深刻な影響を与えるのではないかと懸念されているところです。

その背景には、不安定な経済情勢や結婚に関する意識の変化と併せ、共働き世帯の増加、家事における固定的な性別役割分業、核家族化の進展などにより、仕事と子育ての両立の負担感が増大していることや、子育てそのものの負担感が増大していることが考えられ、子育てを取り巻く環境は厳しさを増しております。

そこで市では、「自然が活きる、人が輝く、交流のまち」を基本理念とした第1次胎内市総合計画に基づき、様々な子育て支援、少子化対策、雇用の促進など市民の皆様が安心して働き、学び、そして暮らしていけるまちづくりを進めています。

その施策としては、少子化対策の一助として、妊娠出産を望んでいても、その機会に恵まれない夫婦に対し特定不妊治療に要する費用の一部助成や、将来にわたる健全な家族構成の育成及び次世代を担う若年層の確保を図るため、3人以上の子を出産した母親に対する手当の支給、県内各市より早期実施をした、こども医療費助成の対象年齢を中学校卒業から18歳以下までへの拡充、結婚を希望する男女の縁結びの手助けを行うブライダルアドバイザー事業など、様々な事業を展開しております。

また、国では、平成2年に平成元年の合計特殊出生率が1.57と、過去最低であった昭和41年の1.58を下回ったことを契機として、仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向け対策を進め、様々な取組や制度設計を実施しています。

平成15年7月には、各市町村及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。これを受け、胎内市（旧中条町及び旧黒川村）においても平成16年に、平成17年度から平成21年度までの前期計画として「次世代育成支援行動計画」を策定しました。その後、平成21年度には見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの後期計画を策定し、各年度において計画の実績及び評価を行い、その結果を考慮した中で、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んでいるところです。

国ではまた、平成24年8月には、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の

一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の「子ども・子育て関連3法」が成立しました。この法律に基づき幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を充実させ、総合的に進める「子ども・子育て新制度」が、社会保障・税の一体改革の1項目として、消費税率の引き上げによる財源の一部を活用して平成27年4月から開始されることとなります。

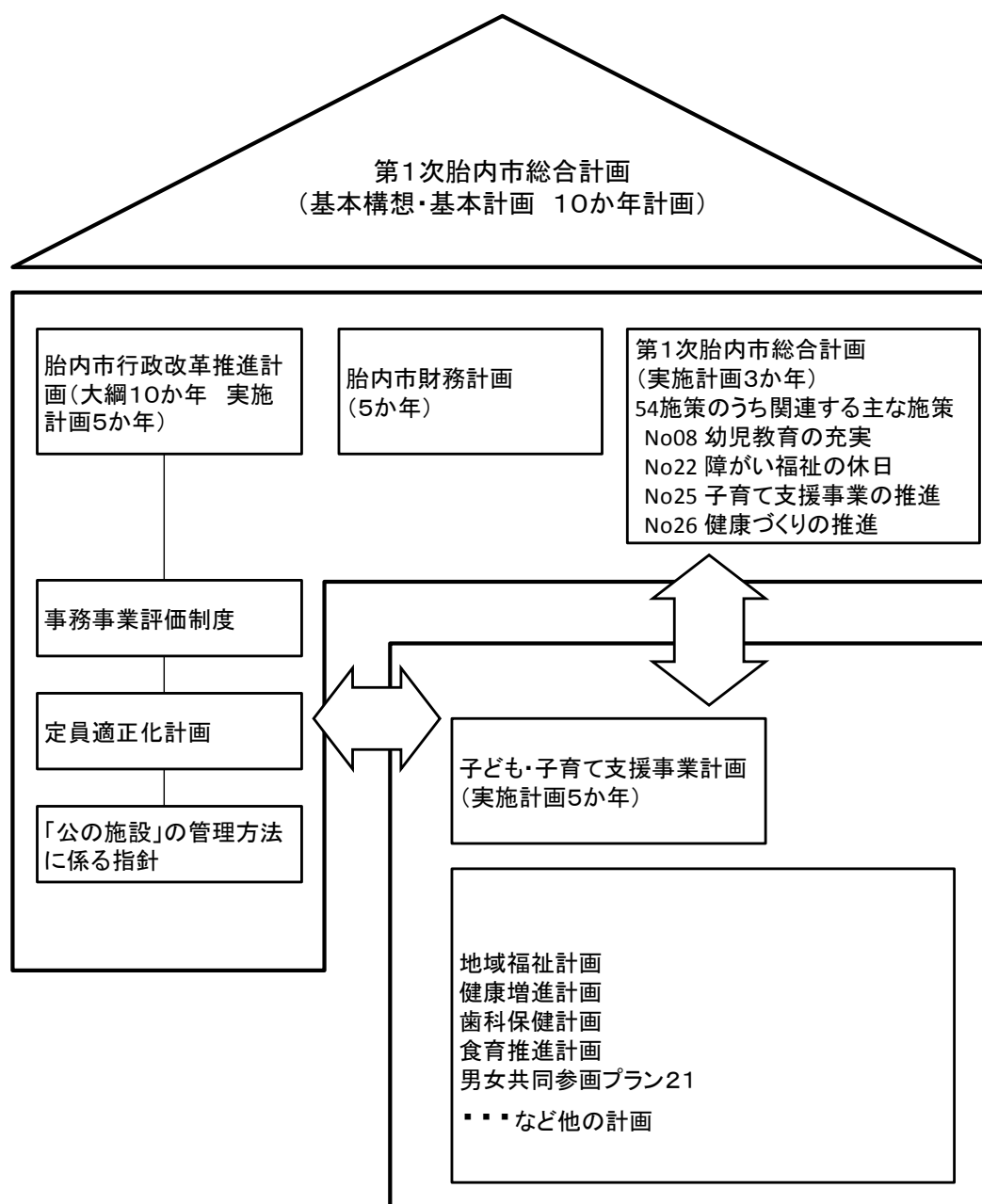
そこで、胎内市では、平成25年12月から平成26年1月までにかけて実施した「子ども・子育てニーズ調査」を踏まえ、「子ども・子育て支援法」に基づき、今後の胎内市における子ども・子育て支援に関する基本的な方向性や幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援などの提供体制の確保の内容などを示した「胎内市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

胎内市子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制、実施時期等を定め、円滑に実施するためのものです。

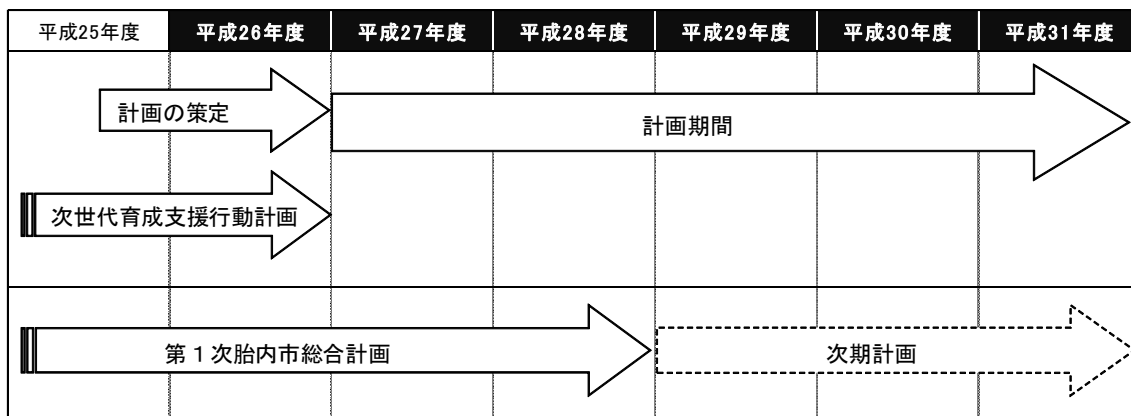
本計画は、「第1次胎内市総合計画」及び関連する各種計画との整合を図り、目的の達成を目指します。

なお、本計画は、胎内市次世代育成支援行動計画において進捗管理を行ってきた各種事業のうち、一部を移行し、推進することとします。



3 計画の期間

平成26（2014）年度に計画策定を行い、平成27（2015）年度を初年度とし、平成31（2019）年度までの5年間を実施計画の期間とします。



（子ども・子育て支援新制度のシンボルマーク）



第2章 子どもをとりまく環境

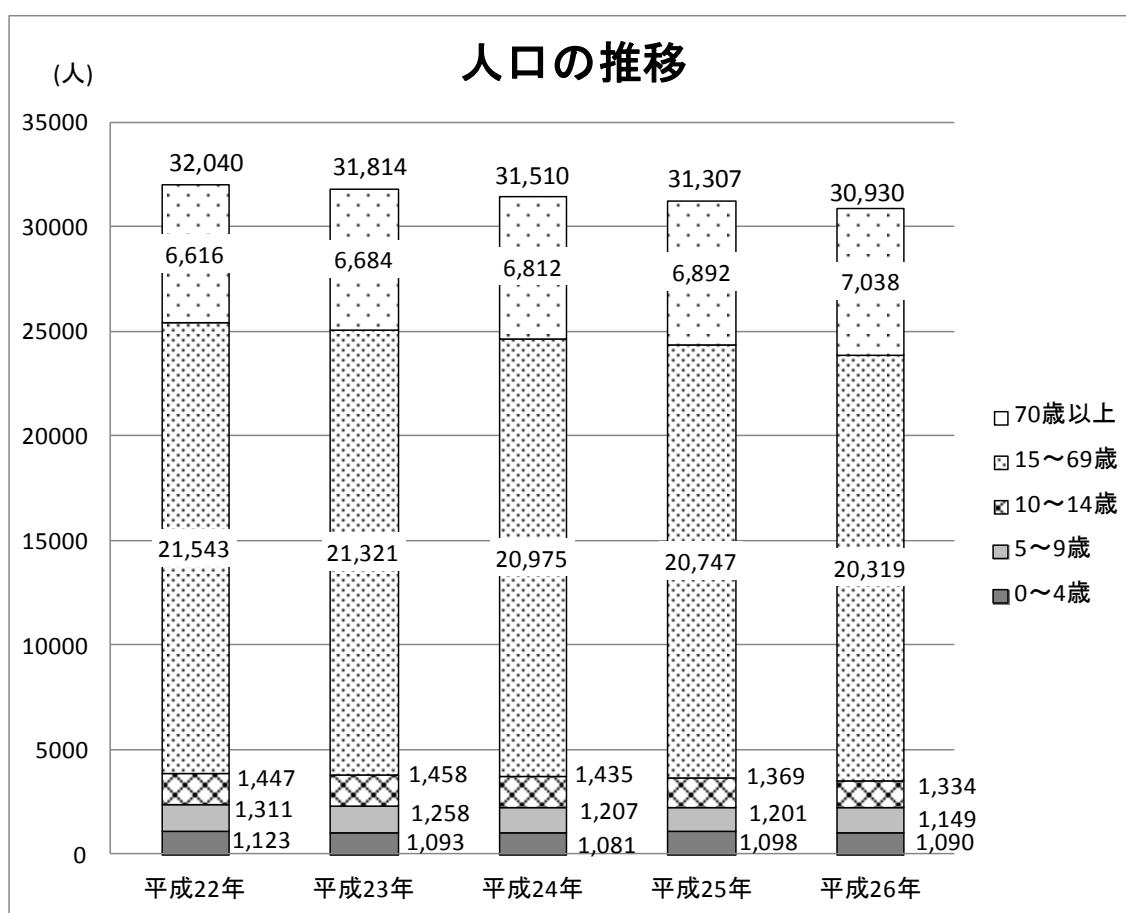
1 胎内市の現状

(1) 人口の状況

①人口

胎内市の平成26年3月末時点の人口総数は、30,930人で、平成22年3月末時点と比較すると1,110人(3.5%)減少しており、人口減少傾向となっています。

各世代別にみると、70歳以上の世代は増加していますが、0～14歳の世代においては、308人(7.9%)減少しています。特に5～9歳の世代は162人(12.4%)も減少しており、少子高齢化が顕著に表れています。



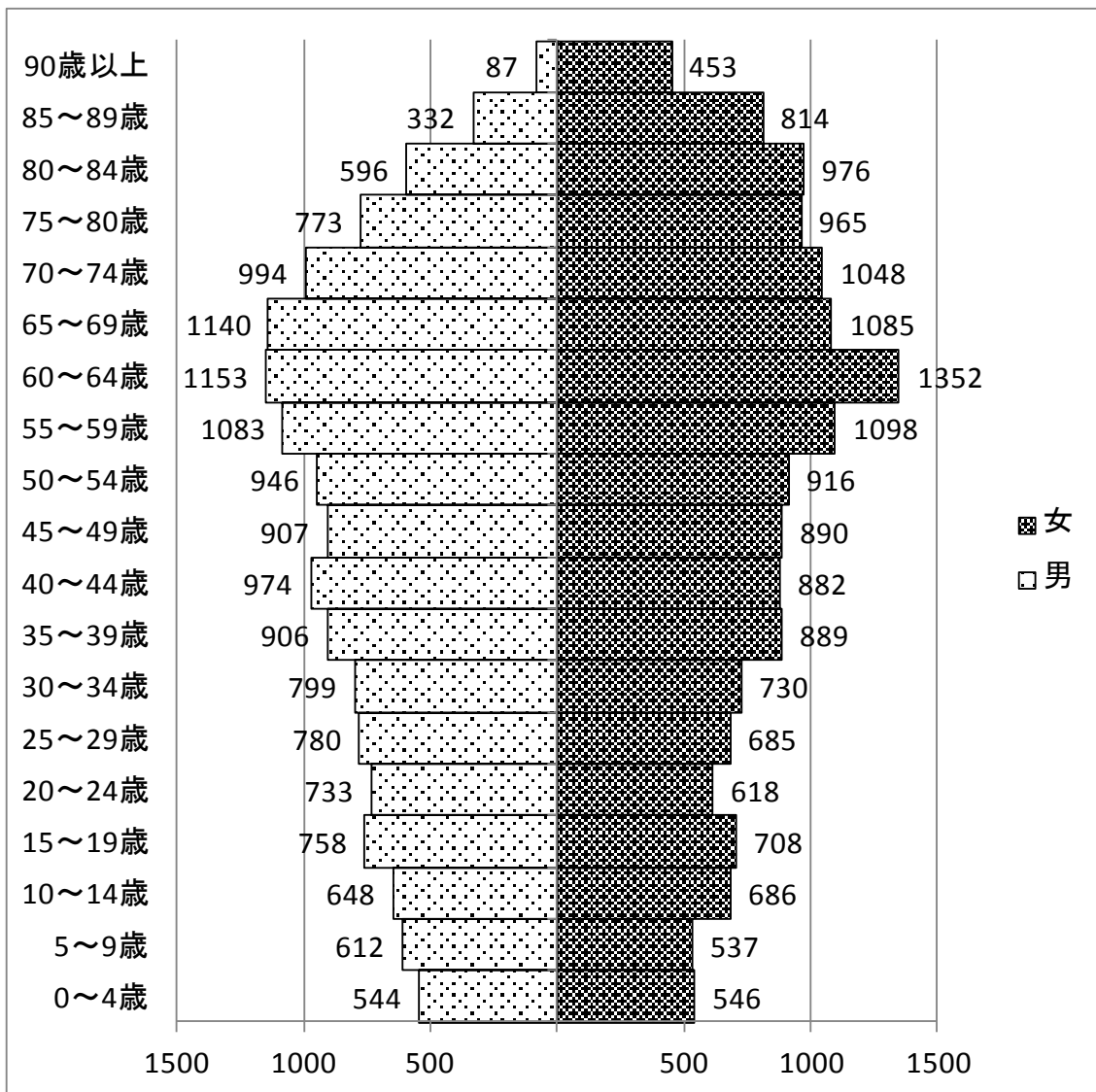
資料:住民基本台帳 各年3月末時点

②年齢別・性別人口

胎内市の平成26年3月末時点における年齢別人口構成は以下のとおりです。

年齢別に見ると、つぼ型になっています。人口が多いのは55～69歳の3つの年齢階層で、男女とも1,000人を超えています。子ども世代は、年齢が下がるほど少なくなっています。特に、0～4歳の人口合計は、55～69歳の各年齢階層の人口合計の半数にも満たない状況です。

男女別にみると、55歳を超えると、ほぼすべての年齢階層で女性が多くなっています。



資料：住民基本台帳 平成26年3月末時点

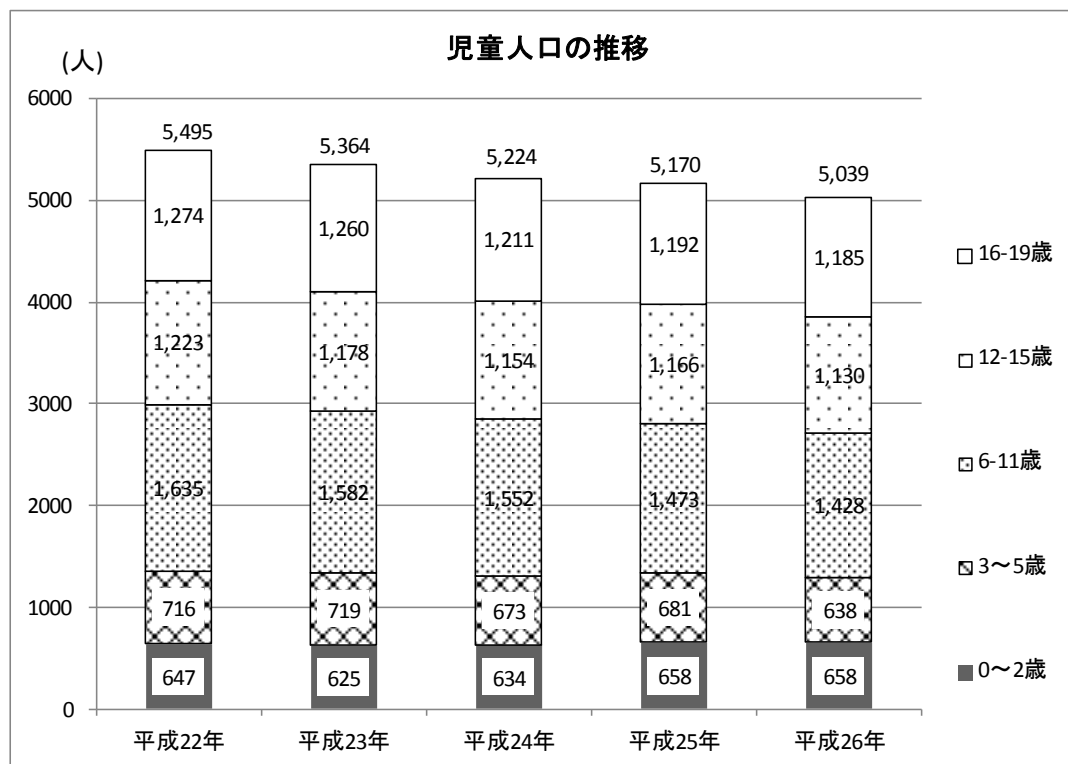
③児童人口

全体的に児童数は減少傾向にあります。平成24年及び平成25年の3月末時点においては、わずかながら0歳児の児童数が増加しました。

児童人口の推移 (単位:人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳	216	195	204	231	204
1歳	199	233	200	217	239
2歳	232	197	230	210	215
3歳	226	243	205	231	206
4歳	250	225	242	209	226
5歳	240	251	226	241	206
6歳	256	241	247	226	238
7歳	245	252	242	244	221
8歳	271	242	250	245	242
9歳	299	272	242	245	242
10歳	278	299	274	242	245
11歳	286	276	297	271	240
12歳	305	286	278	297	274
13歳	287	305	281	279	298
14歳	291	292	305	280	277
15歳	340	295	290	310	281
16-19歳	1,274	1,260	1,211	1,192	1,185
合計	5,495	5,364	5,224	5,170	5,039

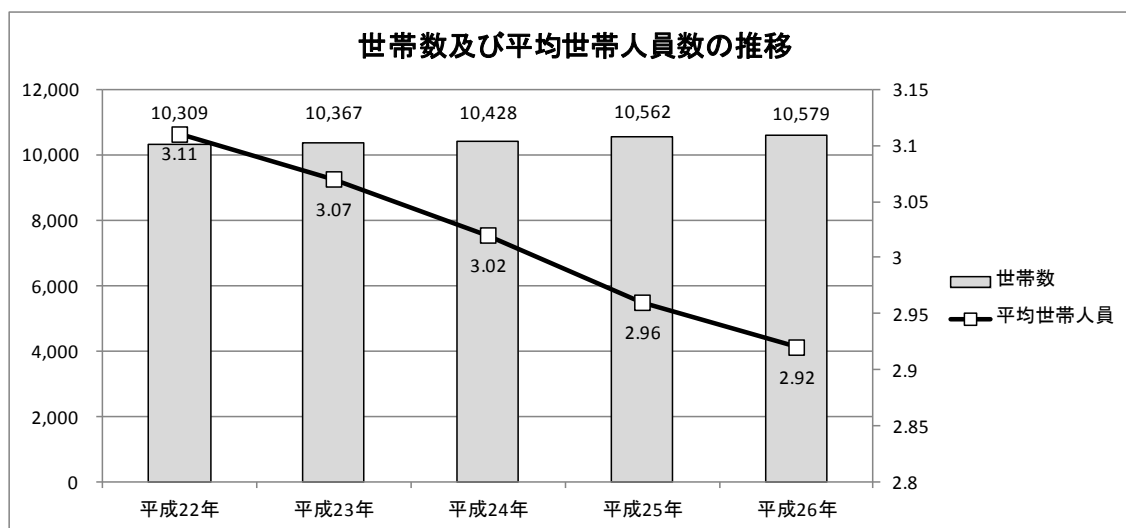
資料：住民基本台帳 各年3月末時点



(2) 世帯の状況

平成26年3月末時点の胎内市の世帯総数は、10,579世帯で、平成22年3月末時点の世帯数と比較すると270世帯(2.6%)の増加となっており、人口が減少傾向である中、世帯数は微増傾向にあり、核家族化が進展しています。

また、平均世帯人員は、平成25年3月末時点から3人を切り、平成26年3月末時点では、2.92人となっており、年々減少しています。

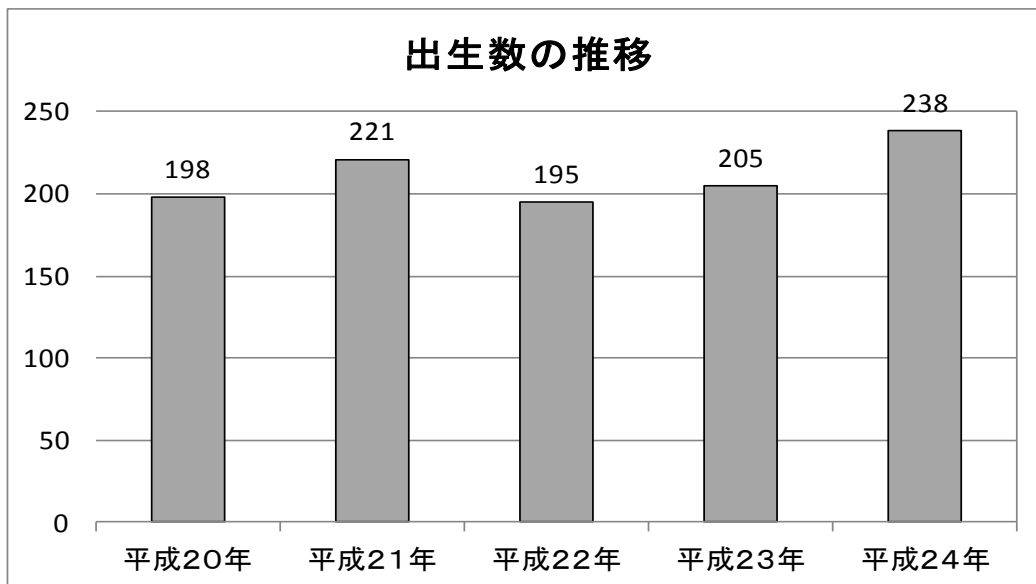


資料：住民基本台帳 各年3月末時点

(3) 出生の状況

①出生数

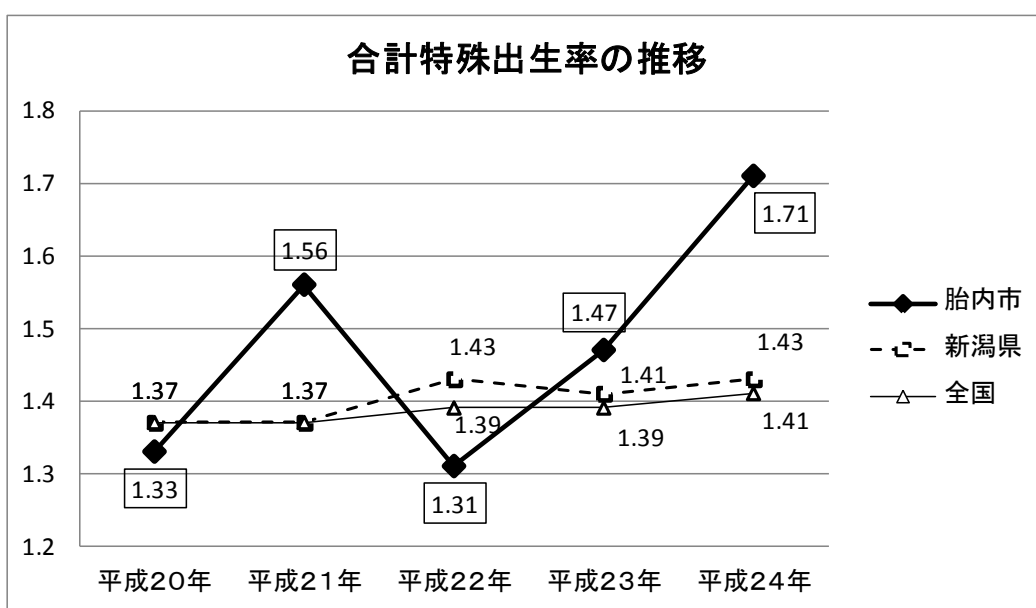
胎内市における平成24年の出生数は238人となっており、近年200人前後で推移しています。



資料：新潟県福祉保健年報

②合計特殊出生率

合計特殊出生率*は、平成20年は1.33と国平均や県平均より低くなりましたが、平成23年、平成24年は、国平均や県平均より高くなっています。しかしながら、一般的に人口維持のために必要といわれる2.08より低い水準にあります。



資料：新潟県福祉保健年報

*合計特殊出生率：人口統計上の指標で、1人の女性が一生に産む子どもの数を示す。

③未婚率の推移と比較（男性）

平成22年調査における胎内市の男性の未婚率は、30歳以上のすべての年齢階層で国平均や県平均より高くなっています。

特に45～49歳の世代では、平成17年調査と比較すると7.9ポイント増加しており、かつ、国平均や県平均より6ポイント以上高くなっています。

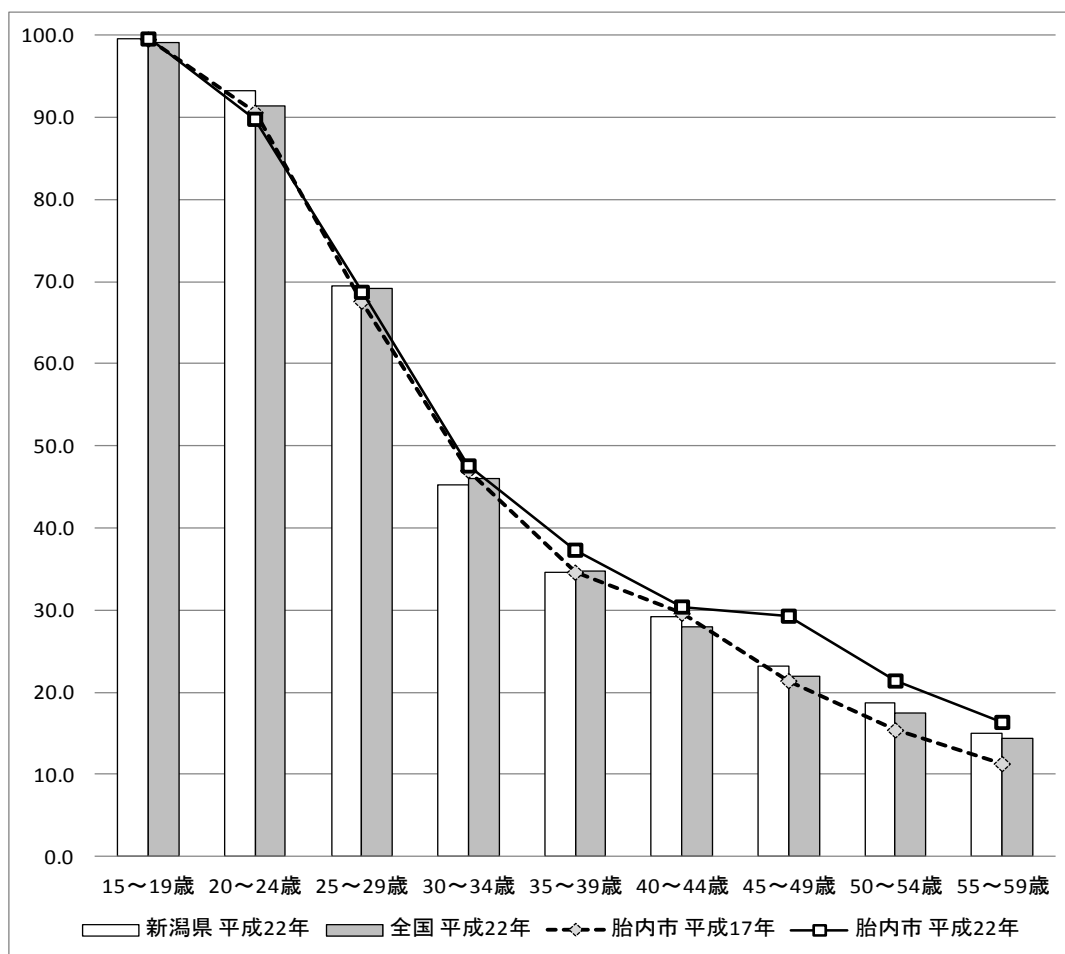
男性の年齢階層別未婚率の推移

(単位:%)

	胎内市		新潟県	全国
	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	99.5	99.6	99.6	99.0
20～24歳	90.6	89.8	93.3	91.4
25～29歳	67.6	68.7	69.6	69.2
30～34歳	47.0	47.6	45.3	46.0
35～39歳	34.6	37.3	34.6	34.8
40～44歳	29.6	30.4	29.3	28.0
45～49歳	21.4	29.3	23.2	22.0
50～54歳	15.4	21.4	18.8	17.5
55～59歳	11.3	16.4	15.0	14.4

資料:国勢調査

男性の年齢階層別未婚率の推移



④未婚率の推移と比較（女性）

平成22年調査における胎内市の女性の未婚率は、すべての年齢階層で国平均や県平均より低くなっており、45歳以上においては、未婚率が10%を切っています。

しかし、平成17年調査と比較すると15～24歳の年齢階層を除き、未婚率が増加しています。

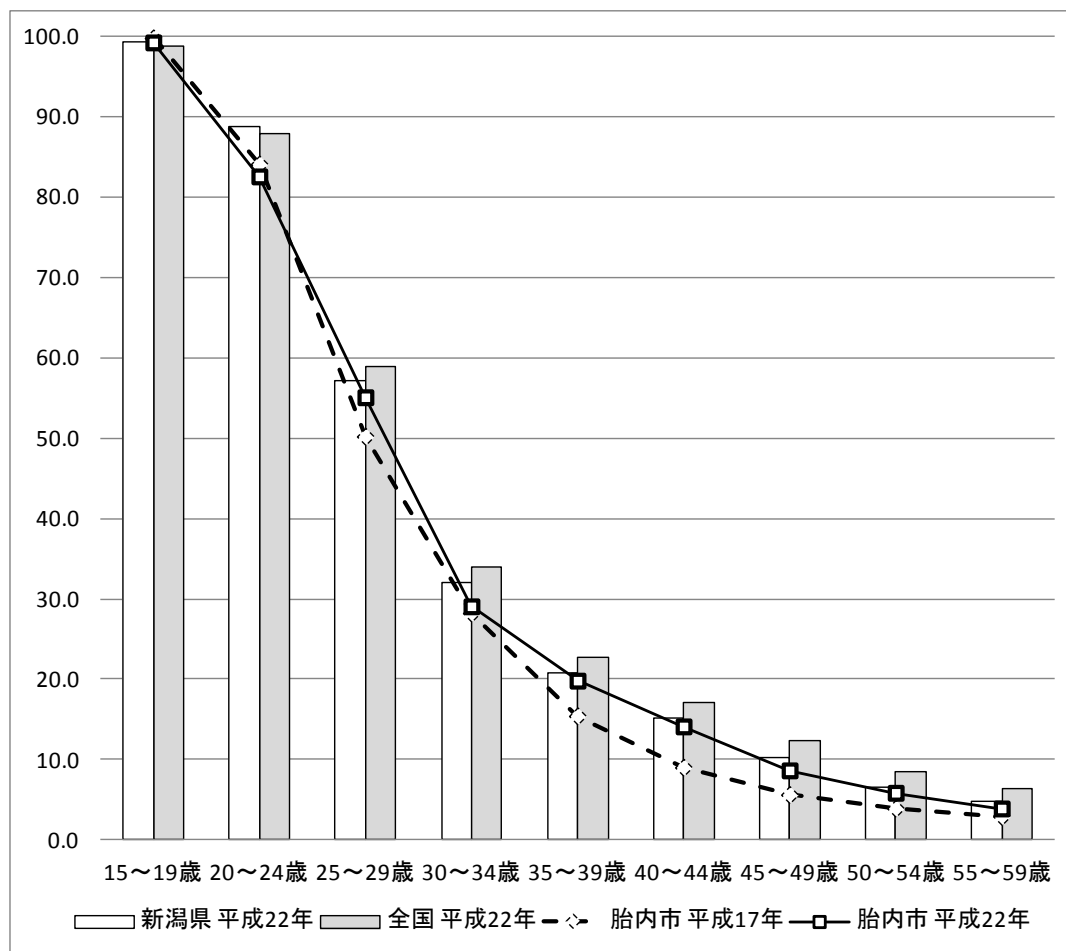
女性の年齢階層別未婚率の推移

(単位:%)

	胎内市		新潟県	全国
	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	99.8	99.3	99.4	98.9
20～24歳	84.1	82.6	88.8	87.8
25～29歳	50.2	55.1	57.1	58.9
30～34歳	28.2	29.1	32.0	33.9
35～39歳	15.4	19.8	20.8	22.7
40～44歳	9.0	14.1	15.2	17.1
45～49歳	5.6	8.6	10.3	12.4
50～54歳	3.9	5.8	6.6	8.6
55～59歳	2.9	3.9	4.8	6.4

資料:国勢調査

女性の年齢階層別未婚率の推移



(4) 産業構造

①就業人口

胎内市における平成22年の就業者の産業分類別の構成比は以下のとおりです。第1次産業従事者は、1,685人(11.1%)、第2次産業従事者は5,360人(35.4%)、第3次産業従事者は8,103人(53.5%)となっています。

産業分類別の男女別15歳以上就業者数

(単位:人)

		総数	男	女
総数		15,148人	8,561人	6,587人
第1次産業	農業、林業	1,678人	1,020人	658人
	漁業	7人	6人	1人
	小計	1,685人	1,026人	659人
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	62人	53人	9人
	建設業	1,710人	1,476人	234人
	製造業	3,588人	2,251人	1,337人
	小計	5,360人	3,780人	1,580人
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	55人	44人	11人
	情報通信業	87人	59人	28人
	運輸業、郵便業	747人	661人	86人
	卸売業、小売業	2,071人	904人	1,167人
	金融業、保険業	198人	54人	144人
	不動産業、物品賃貸業	76人	41人	35人
	学術研究、専門・技術サービス業	158人	101人	57人
	宿泊業、飲食サービス業	635人	229人	406人
	生活関連サービス業、娯楽業	683人	224人	459人
	教育、学習支援業	455人	193人	262人
	医療、福祉	1,615人	334人	1,281人
	複合サービス事業	206人	116人	90人
	サービス業(他に分類されないもの)	650人	453人	197人
	公務(他に分類されるものを除く)	510人	364人	146人
	小計	8,103人	3,755人	4,348人

資料:国勢調査

※調査日 平成22年10月1日

②通勤・通学流動

従業地を見てみると、平成17年調査では全体の69.9%（11,321人）が市内であったものが、平成22年調査では全体の64.7%（9,818人）と減少しています。

市外従業地が増加傾向の中、特に村上市へ勤務する人が220人増加しています。

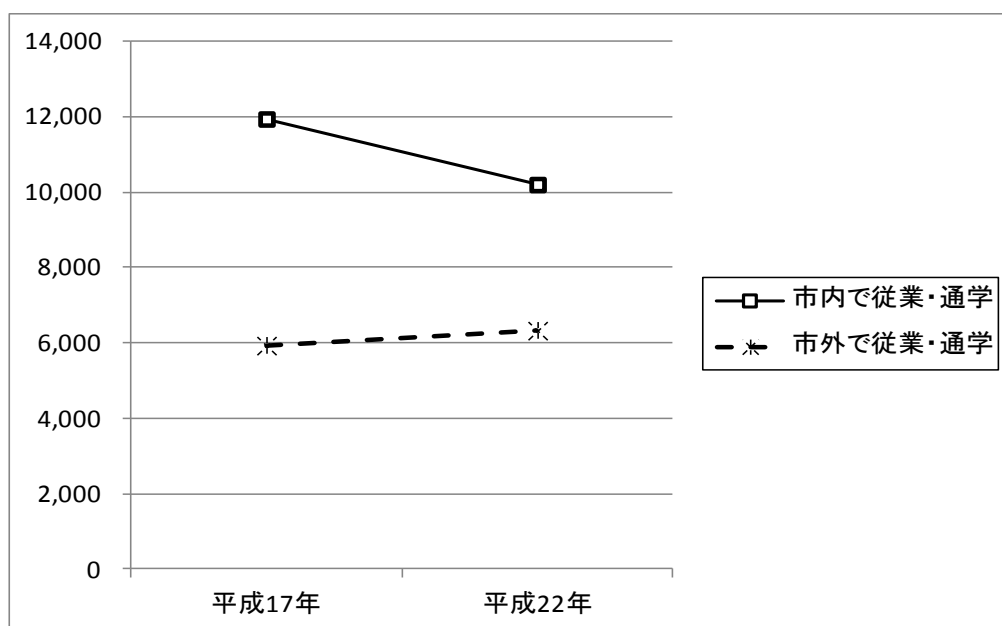
従業地が市外となると、延長保育の需要が増えることが想定されることから、対応が必要と考えます。

(単位:人)

	平成17年			平成22年		
	総数	従業地	通学地	総数	従業地	通学地
全体	17,871	16,201	1,670	16,534	15,184	1,350
市内で従業・通学	11,940	11,321	619	10,202	9,818	384
自宅	2,799	2,799	-	2,400	2,400	-
自宅外	9,141	8,522	619	7,802	7,418	384
市外で従業・通学	5,931	4,880	1,051	6,328	5,363	965
県内	5,880	4,829	1,051	6,170	5,224	946
新発田市	2,422	2,088	334	2,499	2,142	357
村上市	1,411	1,086	324	1,575	1,306	269
新潟市	1,401	1,021	380	1,355	1,048	307
聖籠町	451	451	-	509	509	-
関川村	115	114	-	148	148	-
阿賀野市	36	34	2	40	40	-
長岡市	12	10	2	15	8	7
その他	33	25	8	29	23	6
他県	51	51	-	71	62	9

資料:国勢調査

通勤・通学の総数推移



(5) 就業構造

①男性の就業状況（年齢別労働力率）

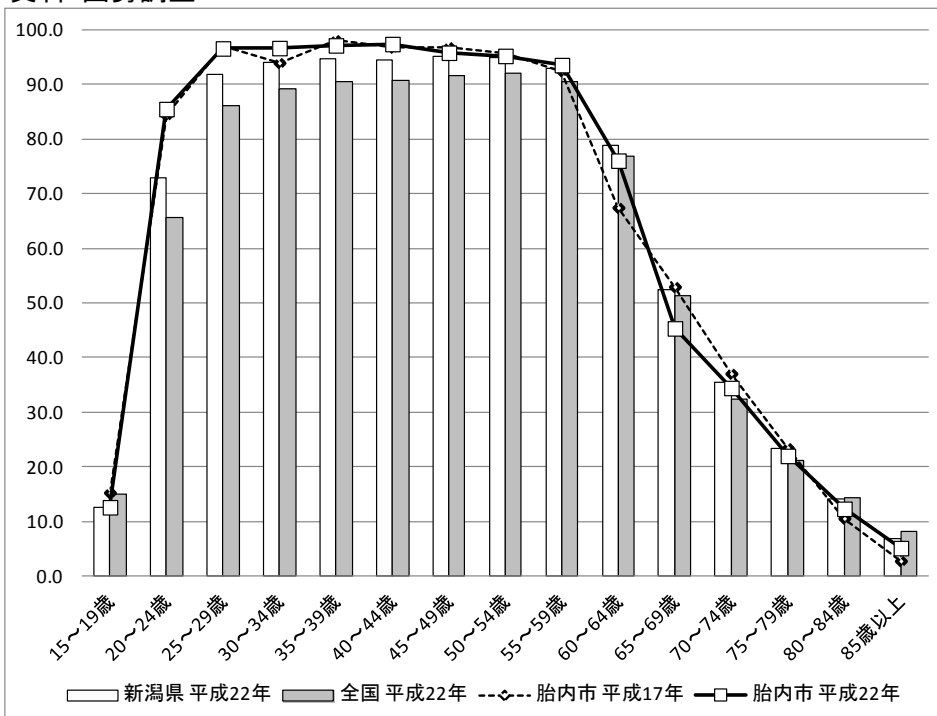
平成22年調査における胎内市の男性の労働力率は、25～59歳のすべての年齢階層で、90%を超え高い水準にあり、また、国平均や県平均より高い数字となっています。

しかし、60歳以上となると国平均や県平均より低くなっています。

(単位:%)

	胎内市		新潟県	全国
	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	15.3	12.6	12.7	15.0
20～24歳	84.4	85.5	72.9	65.6
25～29歳	97.1	96.6	91.9	86.1
30～34歳	94.0	96.7	94.2	89.3
35～39歳	98.2	97.2	94.7	90.5
40～44歳	96.8	97.4	94.6	90.7
45～49歳	96.9	95.8	95.2	91.5
50～54歳	95.6	95.3	95.0	92.1
55～59歳	92.5	93.6	93.0	90.5
60～64歳	67.5	76.1	78.9	76.9
65～69歳	53.0	45.4	52.4	51.3
70～74歳	37.1	34.5	35.4	32.4
75～79歳	23.5	22.0	23.3	21.1
80～84歳	10.6	12.3	14.2	14.4
85歳以上	2.8	5.1	7.0	8.2

資料: 国勢調査



※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者を合わせたもの）の割合

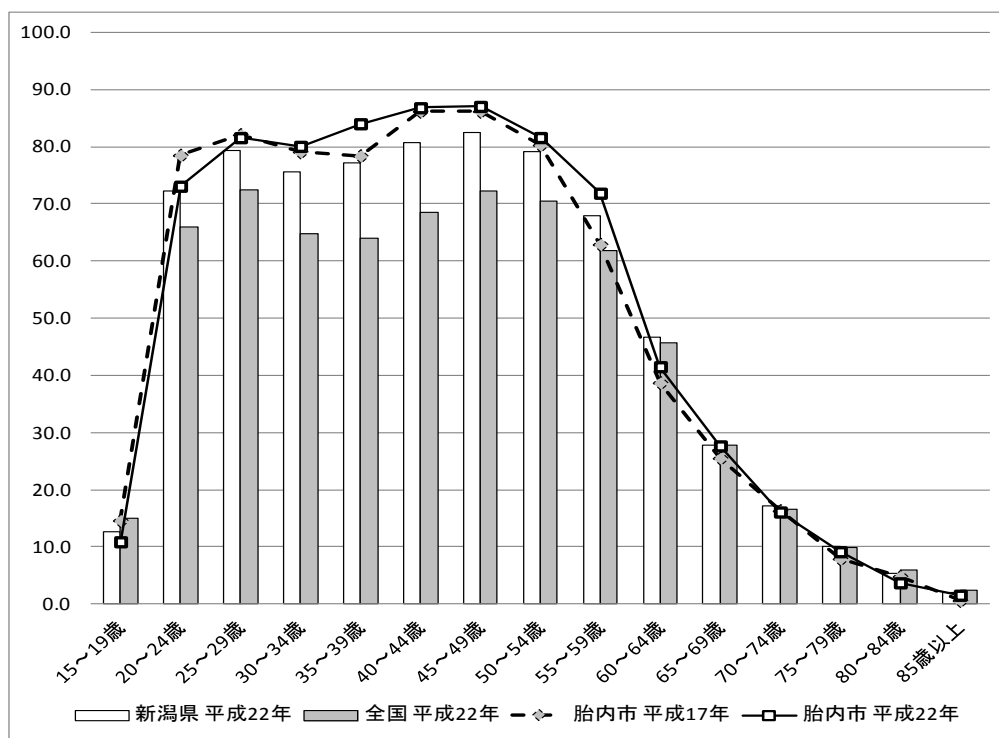
②女性の就業状況（年齢別労働力率）

女性の労働力率は、一般的に出産・子育て時に退職する傾向が強いことから、その年代に数値が低下し、いわゆるM字カーブを描くと言われています。平成22年調査における胎内市の女性の労働力率は、25～29歳が81.6%であったものが30～34歳では80.1%に低下していますが、国平均や県平均の値と比較すると、M字カーブの底は浅く、出産・子育て時に退職する人は少なくなっています。そのため、0歳、1歳児保育の対応が必要と考えます。

（単位：%）

	胎内市		新潟県	全国
	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	14.6	10.9	12.6	14.9
20～24歳	78.5	73.1	72.3	66.0
25～29歳	82.1	81.6	79.2	72.4
30～34歳	79.1	80.1	75.6	64.7
35～39歳	78.4	84.0	77.2	64.0
40～44歳	86.2	86.8	80.7	68.4
45～49歳	86.2	87.1	82.6	72.2
50～54歳	80.3	81.6	79.1	70.5
55～59歳	62.9	71.9	67.9	61.8
60～64歳	38.7	41.5	46.7	45.7
65～69歳	25.5	27.7	27.8	27.7
70～74歳	16.3	16.1	17.2	16.6
75～79歳	7.9	9.1	10.0	9.9
80～84歳	4.8	3.7	5.3	6.0
85歳以上	0.6	1.5	2.0	2.5

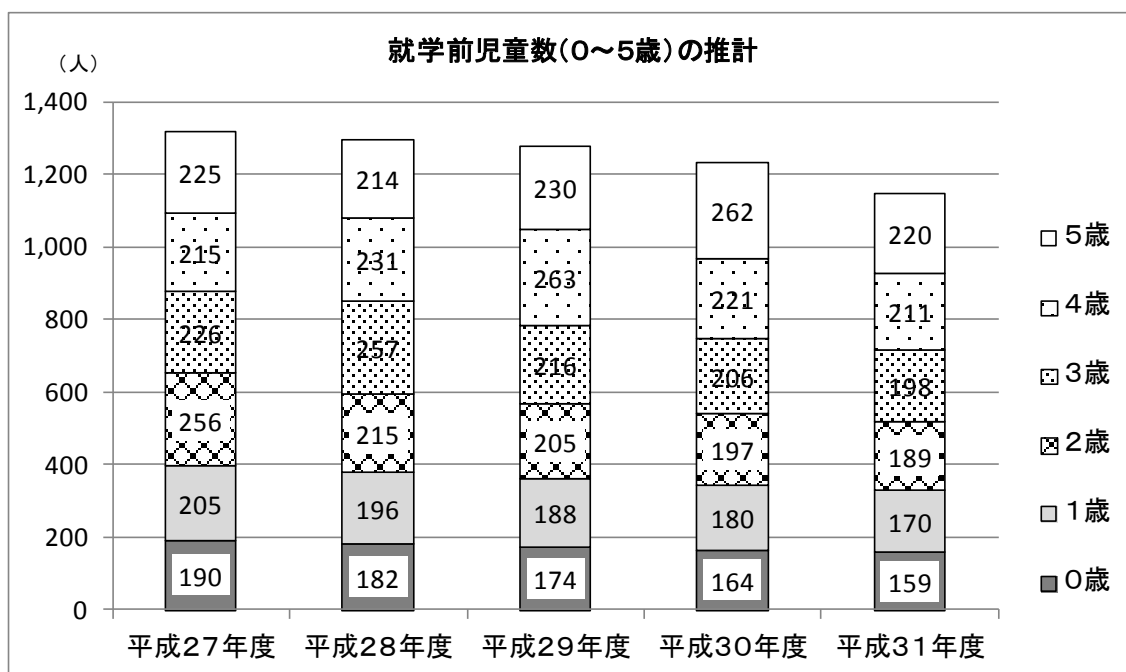
資料：国勢調査



2 人口の将来推計

(1) 児童数の推計

児童数は、緩やかに減少することが見込まれます。平成26年3月末時点の0～11歳人口2,724人に対し、平成31年度では2,489人と8.6%減少するとの推計であることから、少子化に向けた対策が急務となります。



年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	190	182	174	164	159
1歳	205	196	188	180	170
2歳	256	215	205	197	189
3歳	226	257	216	206	198
4歳	215	231	263	221	211
5歳	225	214	230	262	220
6歳	204	226	214	230	262
7歳	227	200	222	211	227
8歳	221	229	202	224	213
9歳	239	217	225	198	220
10歳	240	239	217	225	198
11歳	242	237	236	214	222
合計	2,690	2,643	2,592	2,532	2,489

(推計児童数の算出方法)

- ・平成21年～25年に新潟県が公表した、人口時系列データ(市町村/男女別/各歳別)人口データ(各年4月1日)に基づき、コーホート変化率を用いて算出しました。

「コーホート変化率法」とは、各コーホート(同年に出生した集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

3 次世代育成支援行動計画（後期）の状況

（1）ファミリー・サポート・センター事業

評価 実施

会員（依頼会員、提供会員、両方会員）数が増えています。利用状況は、通年利用
いただいております。就学前の子を持つ親の利用が7割を超え、多くなっています。

（2）放課後児童健全育成事業（なかよしクラブ）

評価 実施

胎内市では、各小学校で開設しており、年々、利用者数が増加傾向にあります。な
お、平成27年度からは全学年が対象となることから、設備の充実化とともに安全対策、
指導員の質の向上(研修、講習)に努める必要があります。

（3）病児・病後児保育事業

評価 未着手

現在、実施していませんが、ニーズ調査では、180件ほどの要望があります。現状で
は家族（主に母親）が休んで対応している場合が多いようです。ニーズがあることか
ら実施方法等について検討します。

（4）一時預かり事業

評価 実施

胎内市では、現在公立2園、私立3園で実施しており、月に10日を限度として一時
的な保育を行う事業として利用されており、ニーズ調査からも要望があることから継
続が望ましいです。

（5）特定保育事業

評価 実施

胎内市では、一時預かり事業で実施しています。

（6）幼稚園預かり保育事業

評価 実施

胎内市では、幼稚園において要望のあるときのみ実施しています。なお、平成27年
度以降、公立、私立とも認定こども園と保育園のみとなり、幼児教育は認定こども園
で実施されます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

評価 実施

胎内市では、公立3か所、私立4か所の合計7か所で子育て支援センターを開設しており、開設日には、多くの親子連れで賑わっております。

(8) 延長保育の実施

評価 実施

胎内市では、すべての認定こども園や保育園（合計9園）で延長保育を実施しております。ニーズ調査では利用希望者が現状の利用数を上回っていますが、施設では延長保育希望者の要望に応じていることから、現行のままでよいと想定されます。

(9) 休日保育の実施

評価 実施

胎内市では、公立1園、私立1園の合計2園で休日保育を実施しています。ニーズ調査による日曜日の利用意向は1割強となっておりますが、現状の利用者は若干名です。

4 子ども・子育てニーズ調査の結果概要

(1) 調査の実施状況

「就学前児童」と「小学校児童」の調査票を作成し、保育・教育区域に着目し、地区別割当法により実施しました。

調査期間 平成25年12月期から平成26年1月期

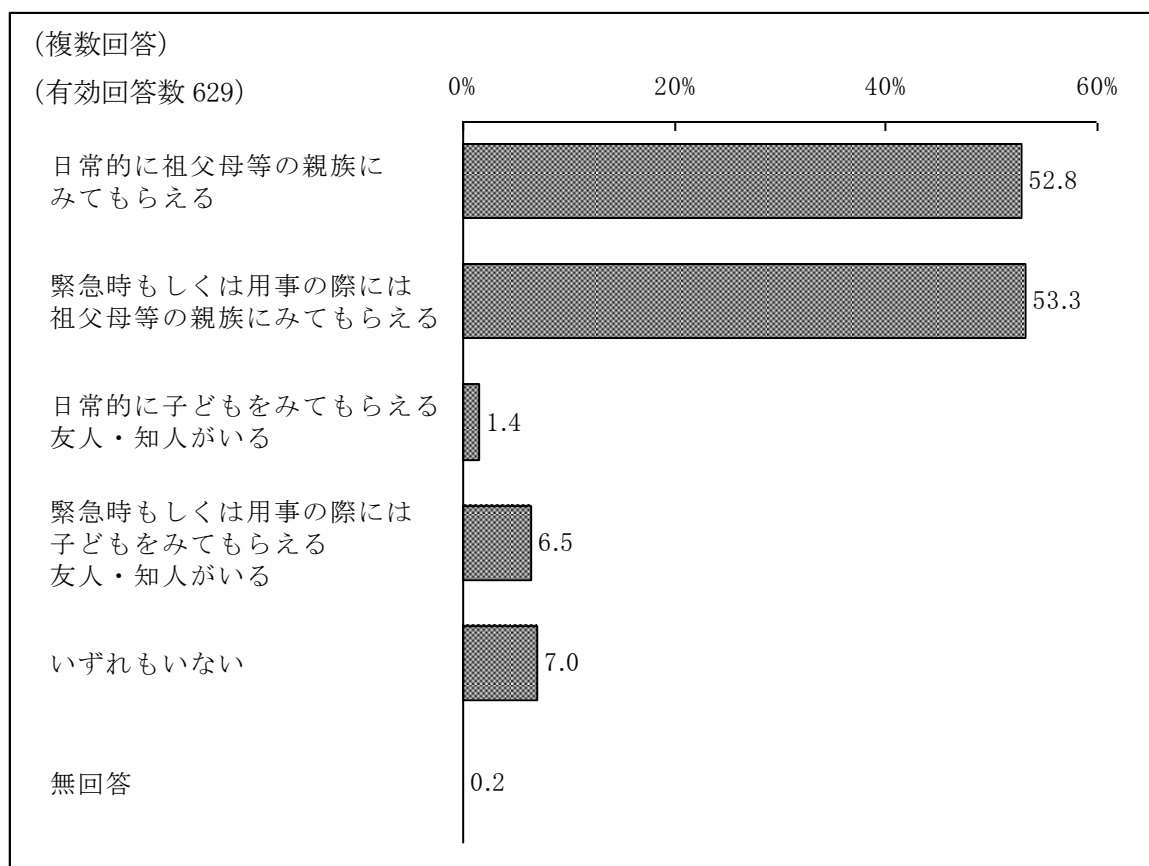
調査方法 郵送による、配付・回収

(2) 調査の回収状況

調査票の配付・回収状況

調査対象者	配付数	有効回答数	有効回収率
就学前児童	1,100	629	57.2%
小学生	800	424	53.0%
計	1,900	1,053	55.4%

(3) お子さんをみてもらえる親族や知人の状況
就学前児童調査

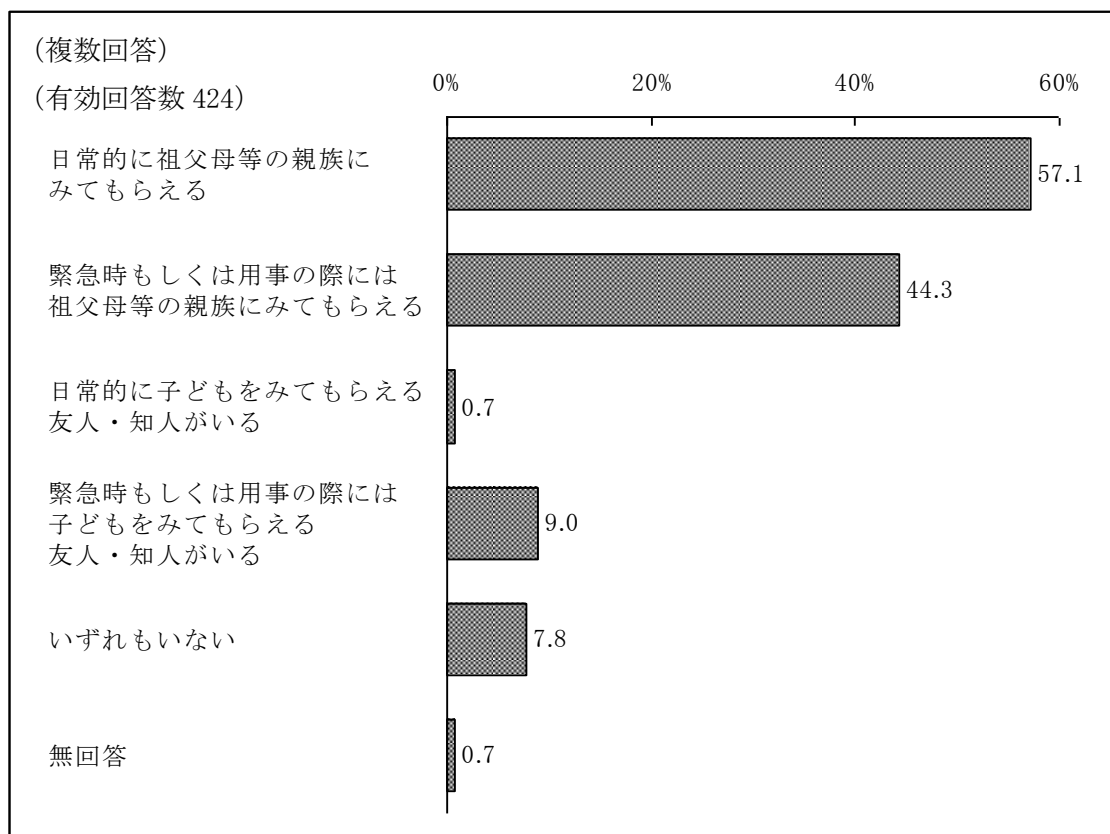


～ 緊急時あるいは日常的に「祖父母等の親族」にみてもらえる人が多い ～

日ごろ、お子さんを「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」や「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が半数を超えます。

しかし、みてもらえる人が「いずれもない」が7%いることから、ファミリー・サポート・センター事業や保育園における一時預かり事業の利用について周知が必要と考えます。

小学生調査



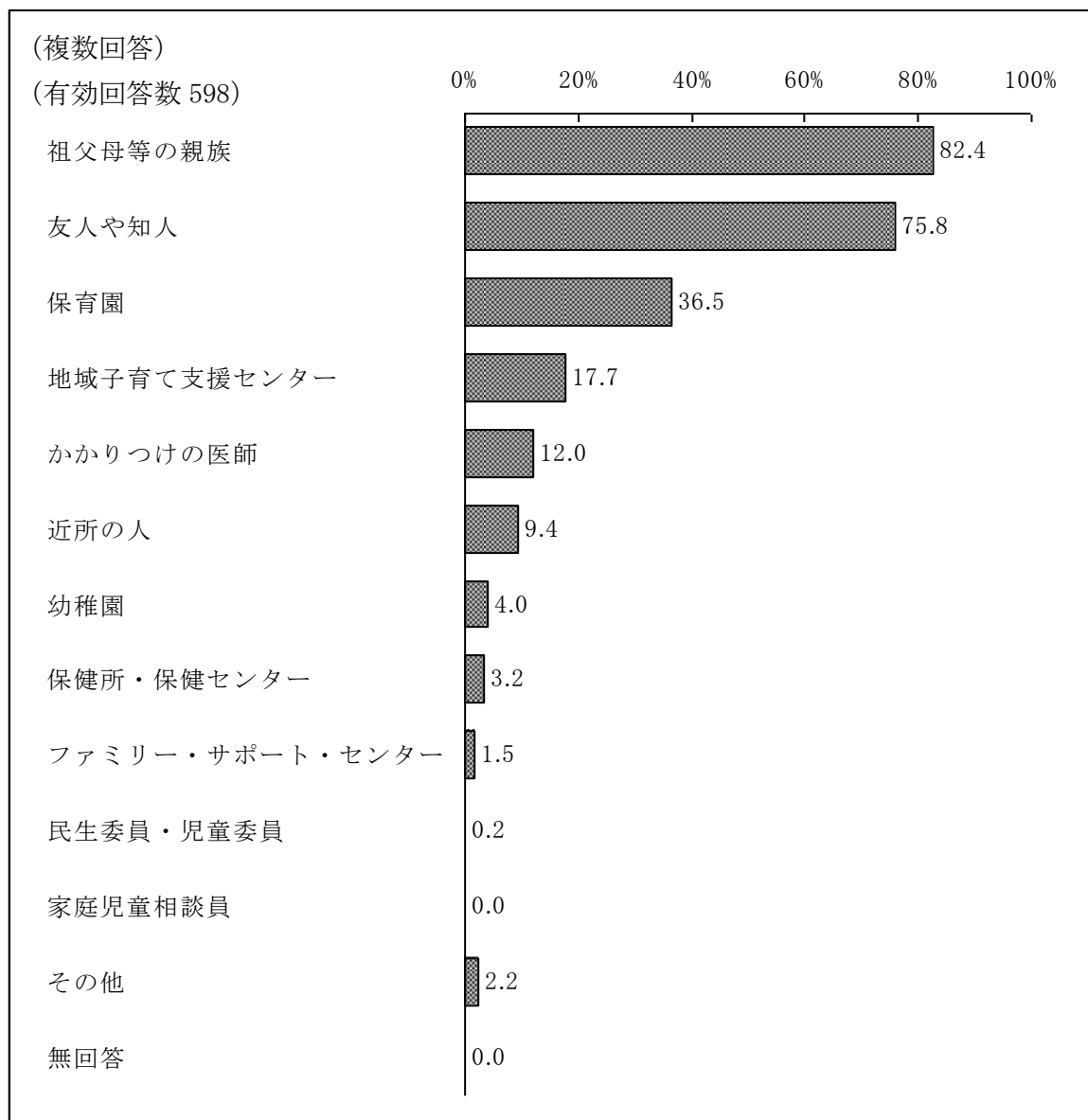
～ 日常的にあるいは緊急時に「祖父母などの親族」にみてもらえる人が多い ～

日ごろ、お子さんを「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」や「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が多くあがっています。

しかし、みてもらえる人が「いずれもない」が7.8%いることから、ファミリー・サポート・センター事業の利用について周知が必要と考えます。

(4) 相談できる相手先の状況

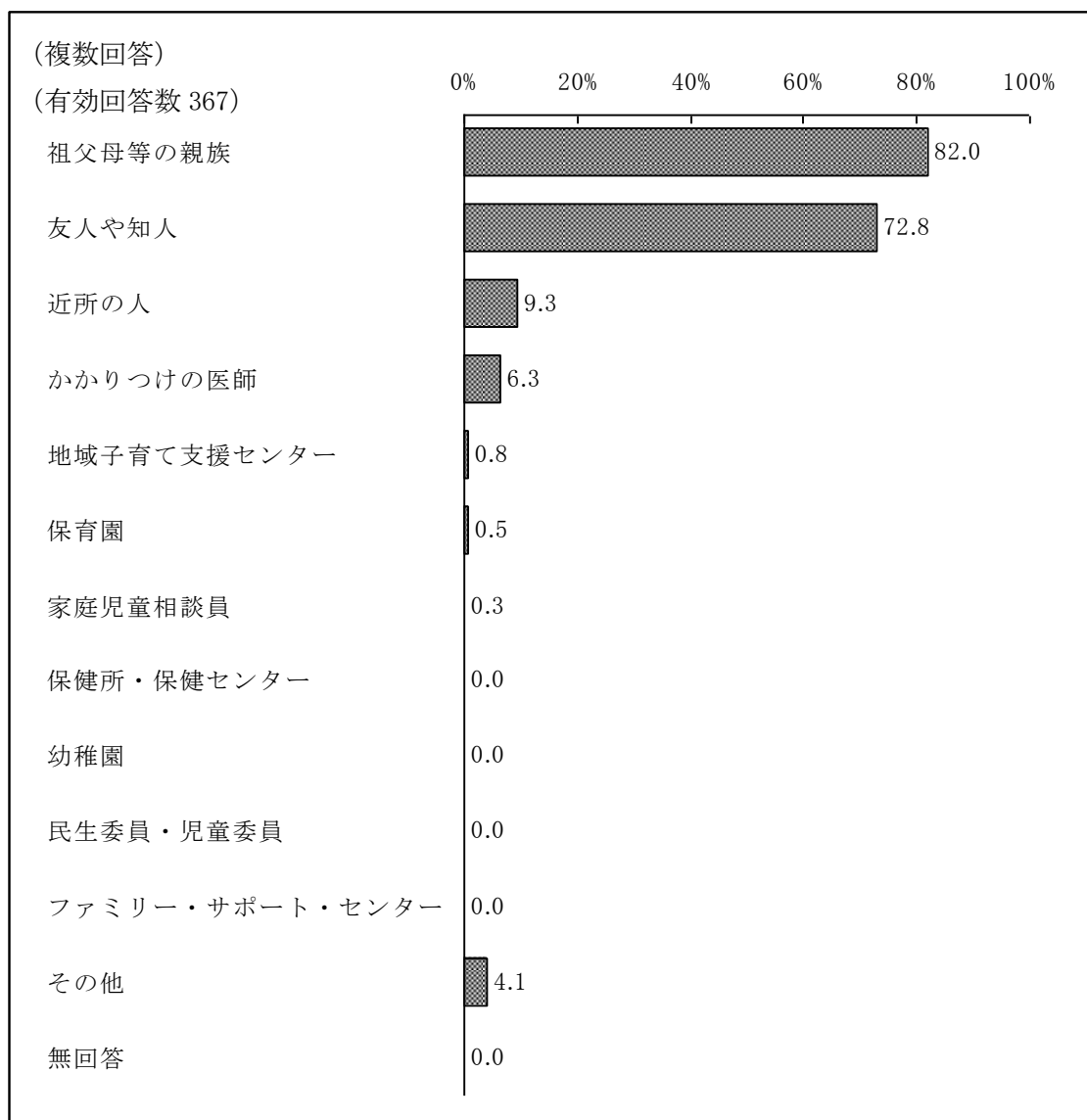
就学前児童調査



～ 相談相手先は「祖父母等の親族」が最も多い ～

「祖父母等の親族」が82.4%と最も高く、以下「友人や知人」が75.8%、「保育園」が36.5%で続きます。なお、「近所の人」が9.4%いることから、今後さらなる地域の協力体制の整備も必要と考えます。

小学生調査



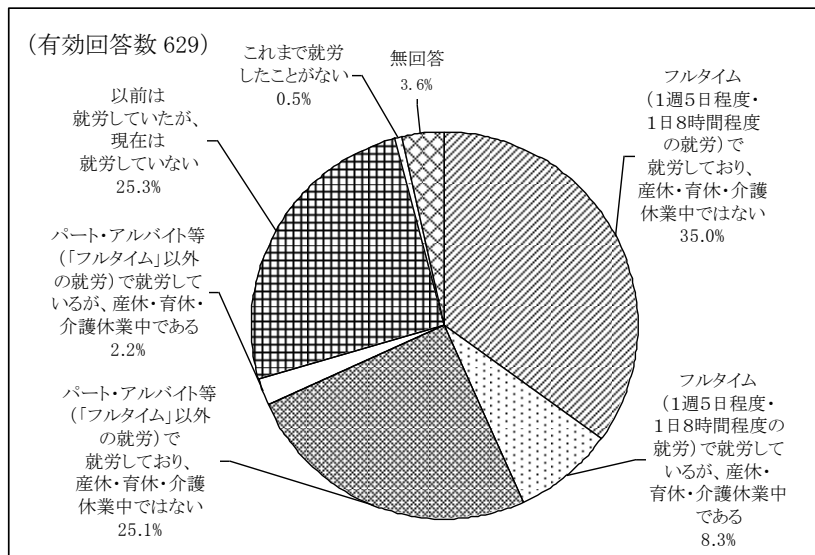
～ 相談相手先は「祖父母などの親族」が最も多い ～

「祖父母等の親族」が82.0%と最も高く、以下「友人や知人」が72.8%で続きます。なお、「近所の人」が9.3%と3番目に多いことから、今後さらなる地域の協力体制の整備も必要と考えます。

(5) 保護者の就労

就学前児童調査

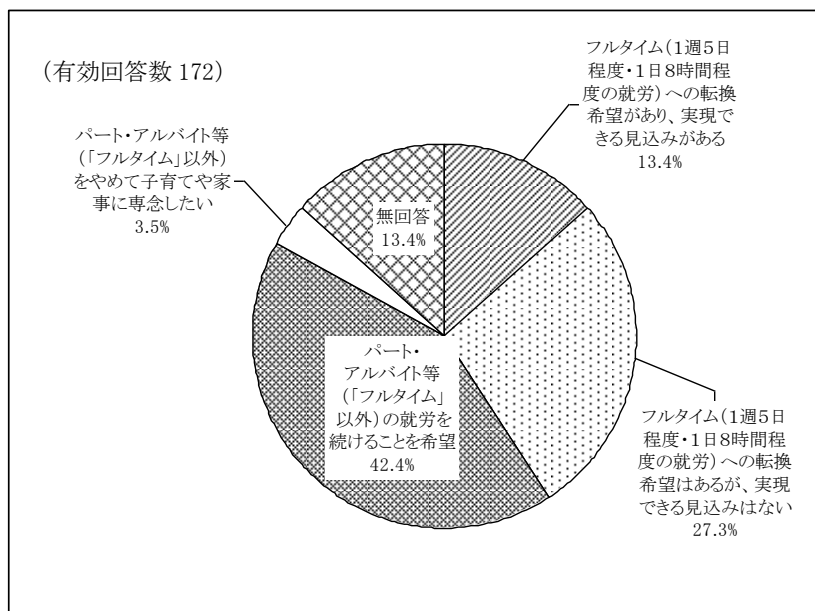
母親の就労状況



～ 就労している母親 70.6%のうち 10.5%が産休、育休中である ～

現在「フルタイムで就労している」又は「パート・アルバイト等で就労している」人が 60.1%に対し、「産休・育休・介護休暇中である」人が合わせて 10.5%であることから、子どもを預ける施設の充実が必要と考えます。

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

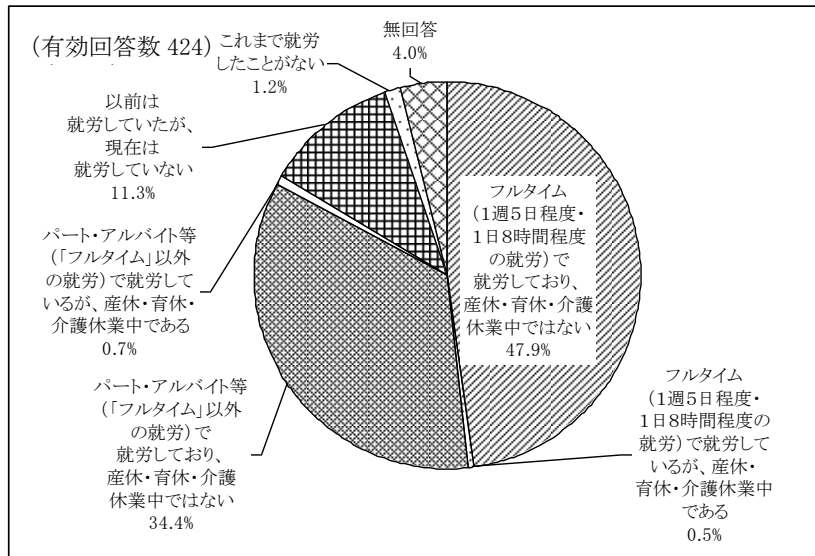


～ 現状のまま「パート・アルバイトを続けることを希望する」人が最も多い ～

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する」人が 42.4%と最も多く、「フルタイムへの転換希望」も 40.7%と多いが、そのうち「実現できる見込みがない」人が 27.3%います。

小学生調査

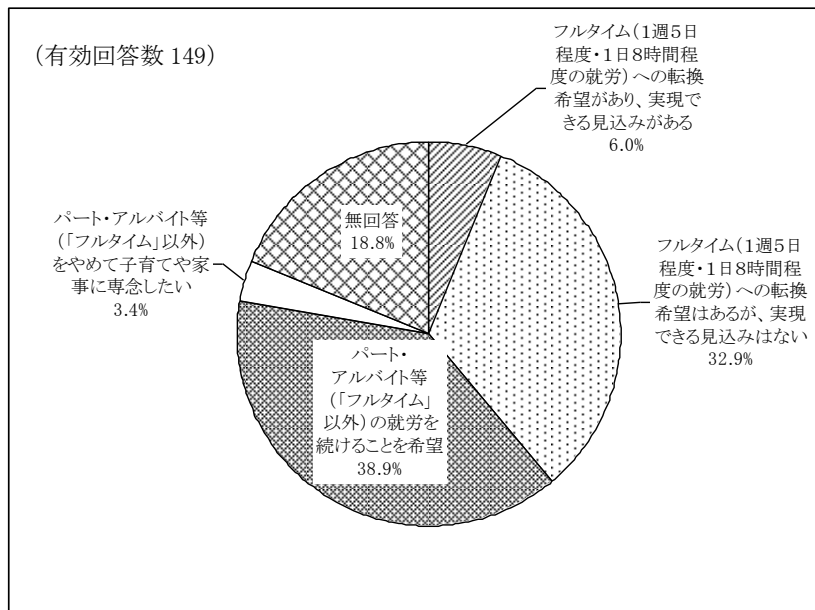
母親の就労状況



～ 就労している母親 83.5%のうち 1.2%が産休、育休中である ～

「フルタイムで就労している」又は「パート・アルバイト等で就労している」人が 82.3%に対し、「産休・育休・介護休暇中である」が 1.2%であり、就学前児童調査と比較すると産休、育休中の数が大幅に減少しています。

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

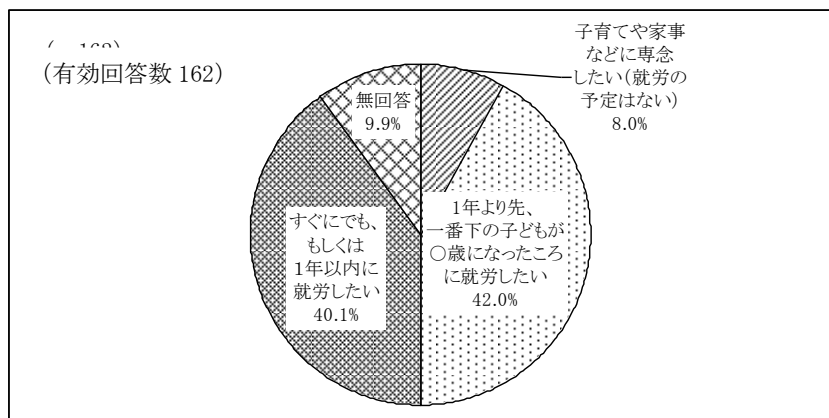


～ 現状のまま「パート・アルバイトなどを続けることを希望する」人が最も多い ～

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する」人が 38.9%と最も多く、「フルタイムへの転換希望」も 38.9%と多いが、そのうち「実現できる見込みがない」人が 32.9%います。

就学前児童調査

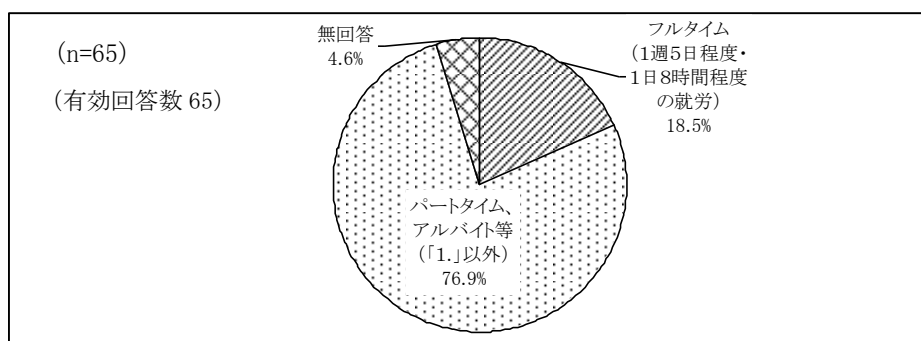
母親の就労希望



～ 現在就労していない母親のうち、82.1%が今後の就労を希望した ～

「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころに就労したい」人が42.0%と最も多く、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」人も同程度の40.1%います。

◆すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい人が希望する就労形態

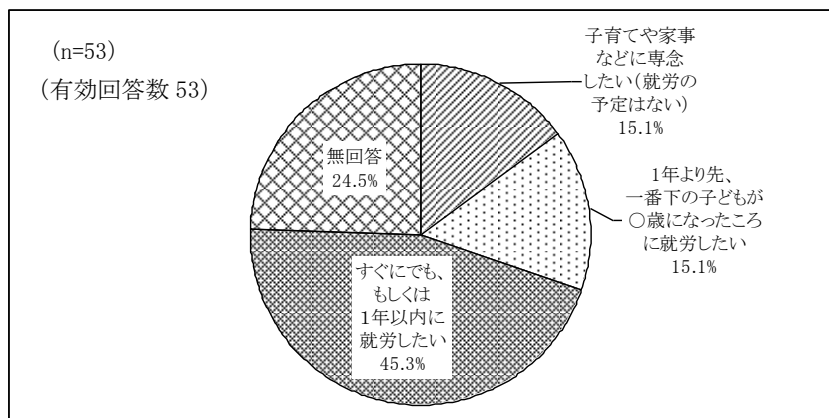


～ 就労形態の76.9%は、パート・アルバイト等である ～

「パート・アルバイト等の就労を希望する」人が76.9%と最も多く、「フルタイムを希望」人は18.5%です。

小学生調査

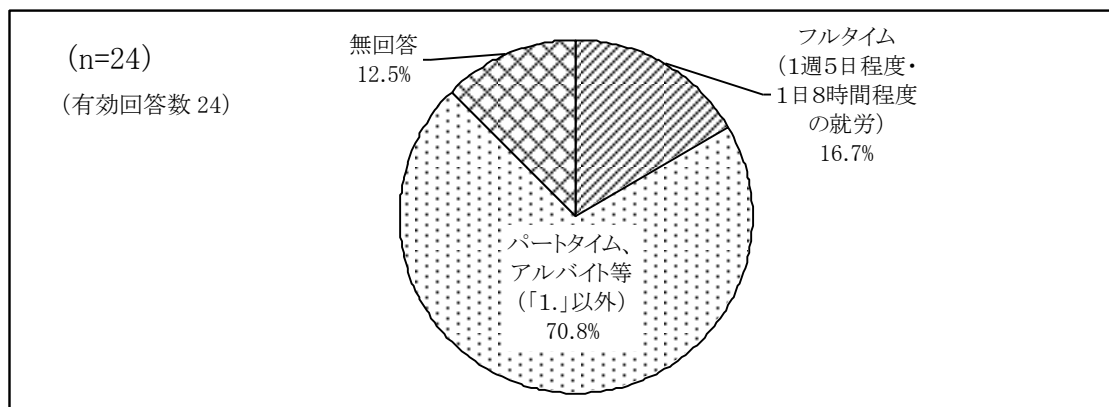
母親の就労希望



～ 現在就労していない母親のうち、60.4%が今後の就労を希望した ～

「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」人が45.3%で、「1年より先、一番下の子どもが特定年齢になったところに就労したい」人も15.1%います。しかし、無回答の人が24.5%と多くいました。

◆すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい人が希望する就労形態

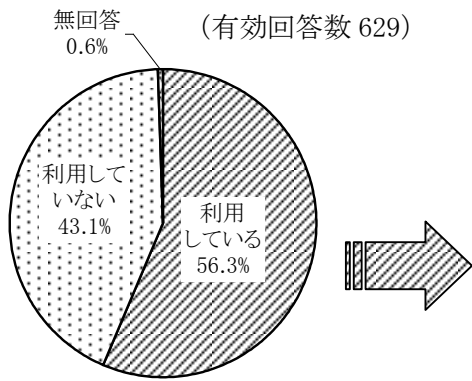


～ 就労形態の70.8%は、パート・アルバイト等である ～

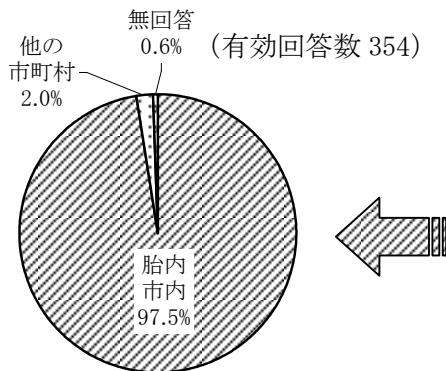
「パート・アルバイト等の就労を希望する」人が70.8%と最も多く、「フルタイムを希望する」人が16.7%います。

(6) 平日の定期的な教育・保育
利用状況

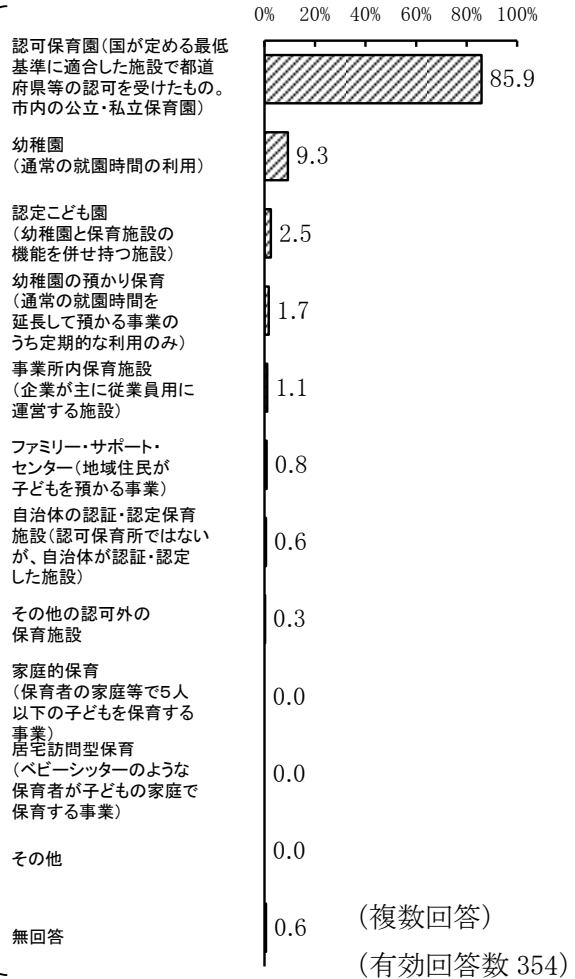
◆利用の有無



◆利用している地域

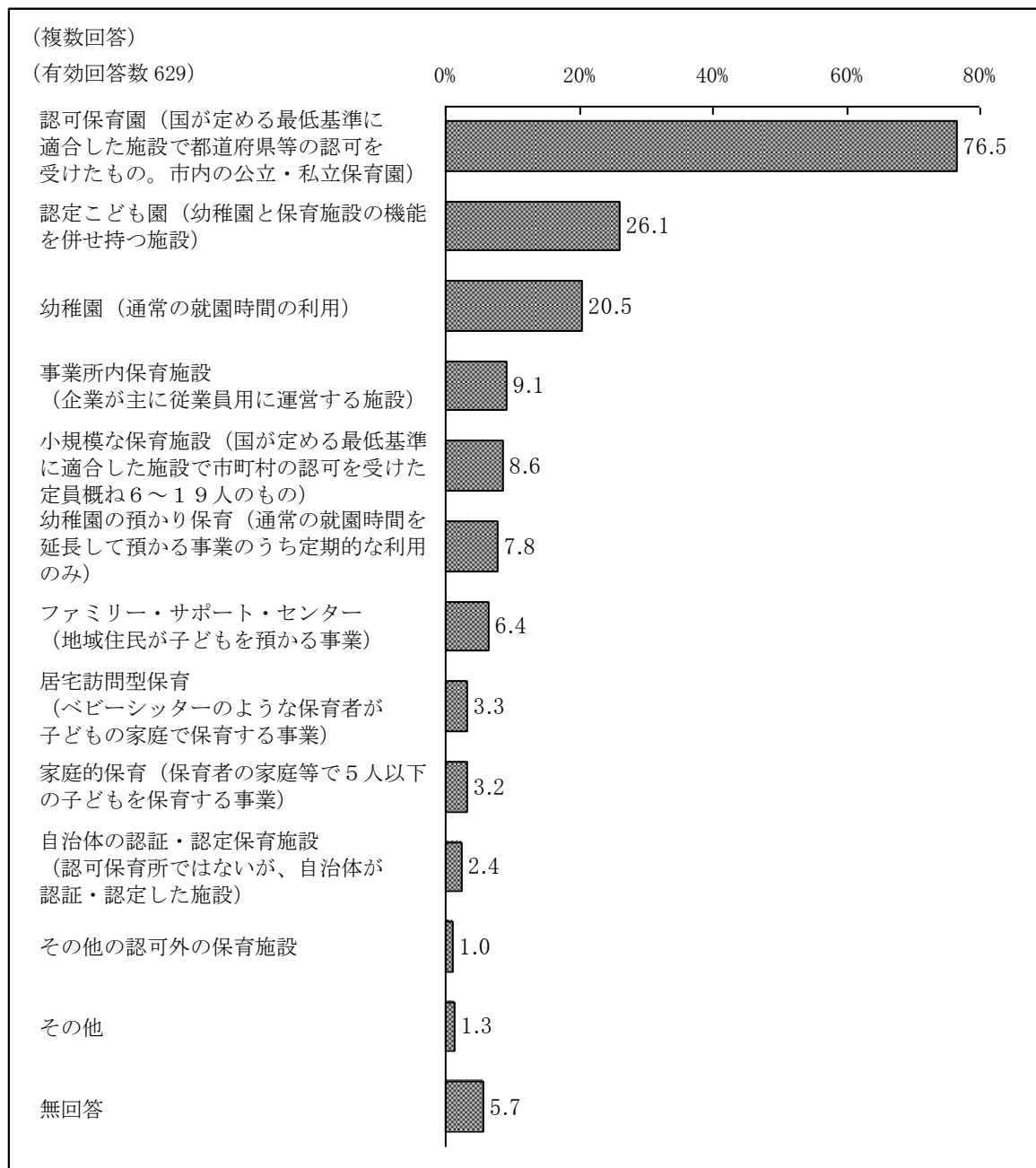


◆利用している人の事業内容



56.3%の児童が、保育園や幼稚園など「定期的な教育・保育の事業を現在利用中」であり、その利用している事業の内容は、「保育園」が85.9%、「幼稚園」が9.3%、「認定こども園」が2.5%でした。なお、事業を利用している地域のほとんどが「胎内市内」です。

利用希望

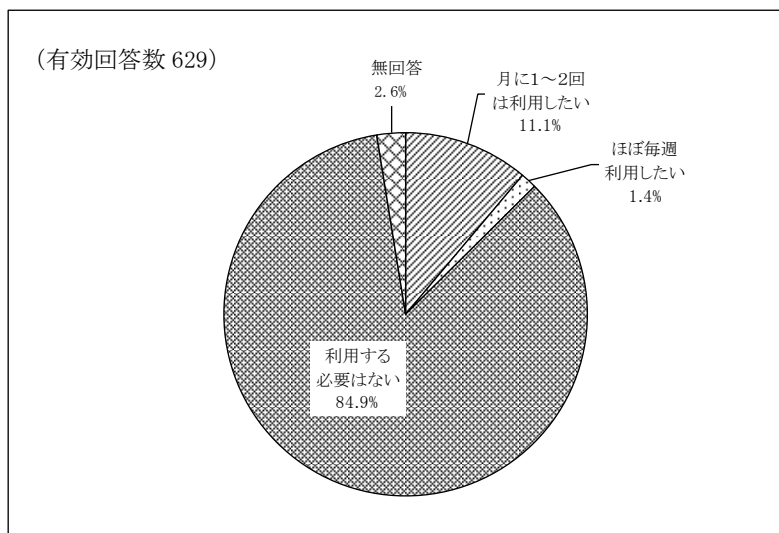


～ 「認可保育園」を希望する人が76.5%と最も多い ～

利用希望が最も高い事業は、「認可保育園」で76.5%を占め、以下「認定こども園」が26.1%、「幼稚園」が20.5%でした。なお、「事業所内保育施設」を希望する人も9.1%であったことから、今後事業所の協力体制の整備も必要と考えます。

(7) 休日保育の希望傾向

日曜の利用希望

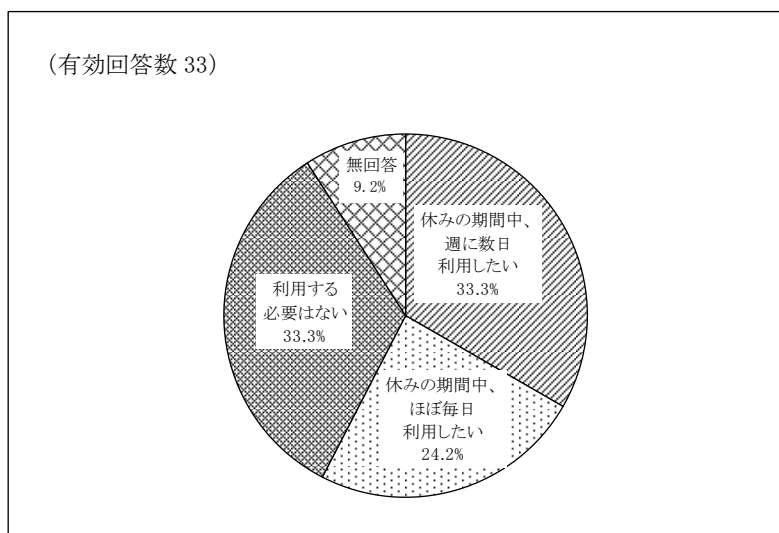


～ 日曜日・祝日の教育・保育事業の利用意向者は、12.5%である ～

「日曜日・祝日の教育・保育事業の利用意向者」の12.5%のうち、「月に1～2回利用したい」人が11.1%、「ほぼ毎週利用したい」人が1.4%でした。

なお、市内では保育園2園で休日保育事業を実施し対応しています。

長期休暇期間中の利用希望

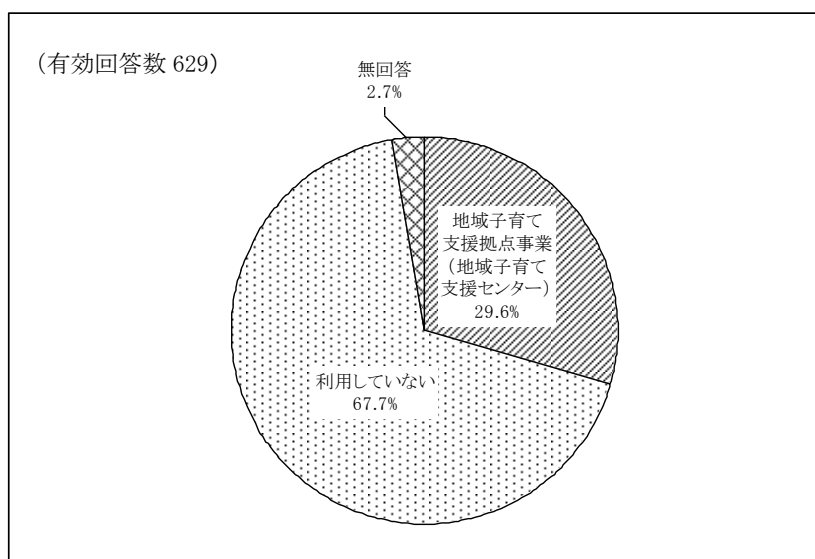


～ 幼稚園利用者のうち長期休暇期間中の利用意向は、57.5%である ～

幼稚園通園者のうち「週に数日利用したい」人が33.3%、「ほぼ毎日利用したい」人が24.2%でした。なお、平成26年度以降は、胎内市内の公立幼稚園が認定こども園に切り替わったことで、幼稚園がすべて認定こども園となり、長期休暇（夏休み）がなくなり、保育・教育を行う期間は、保育園と同様となりました。

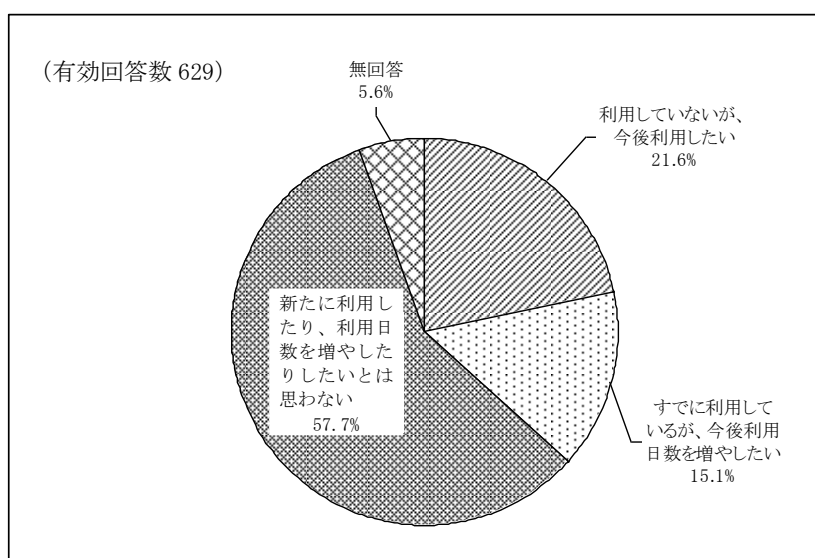
(8) 地域の子育て支援事業（地域子育て支援センター）

利用状況



～ 就学前児童の 29.6%が、「地域子育て支援拠点事業」を利用している ～
 「地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）」の利用者は 29.6%でした。
 保育園に入園する児童が増えてきていることから「利用していない」人が 67.7%いま
 す。

利用意向

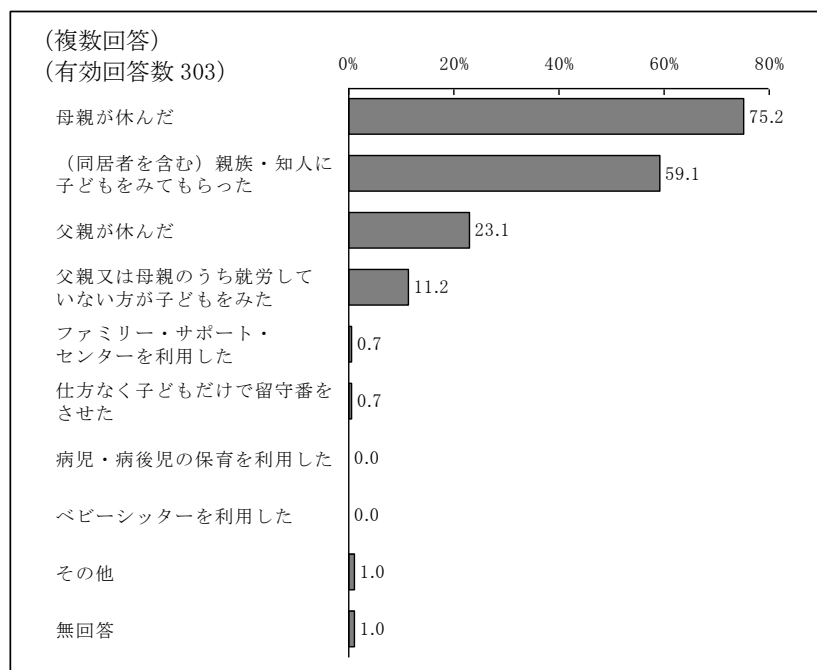


～ 21.6%の人が新規の利用希望を持っている ～
 「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」人が 57.7%であ
 る中、「利用していないが今後利用したい」人は 21.6%、「今後利用日数を増やしたい」
 人が 15.1%でした。今後も、多くの方に利用いただけるよう本事業の周知が必要と考
 えます。

(9) 子ども病気時の対応

就学前児童調査

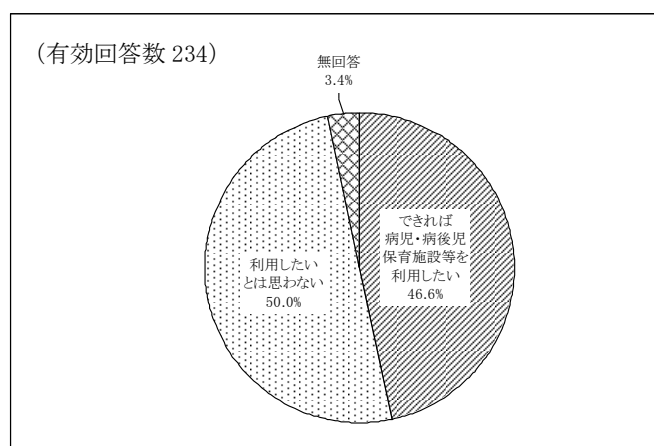
対処方法



～ 子どもが病気の場合は、75.2%の家庭で「母親が休んで」対処した ～

「母親が休んだ」が最も多く75.2%を占め、以下「親族、知人」が59.1%、「父親が休んだ」が23.1%でした。しかし、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が0.7%いたことから、病気時に子どもを預けることができる施設、事業等の整備や地域の協力体制の構築が必要と考えます。

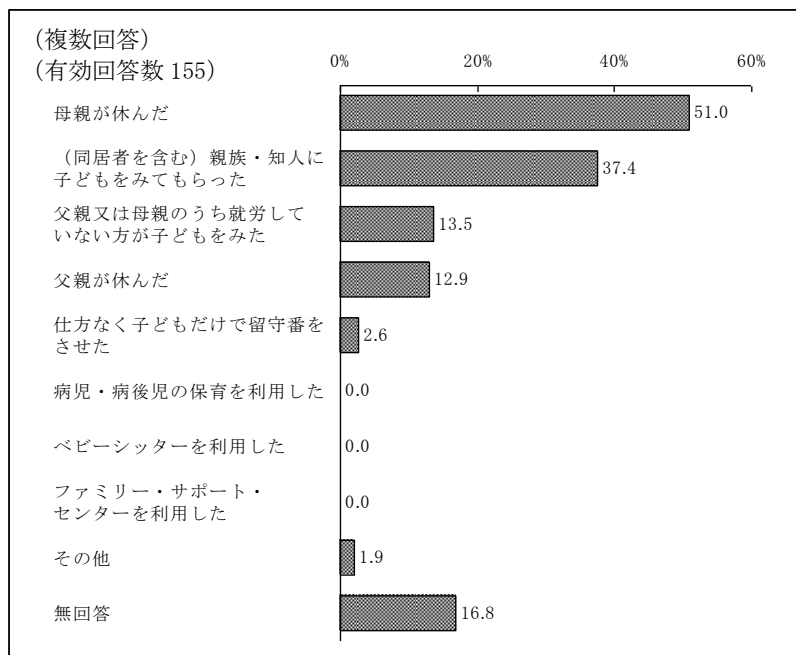
施設などの利用意向



～ 46.6%の人が病児・病後児保育事業等の利用希望を持っている ～

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」人は46.6%でした。しかし、「利用したいとは思わない」人が50.0%いることから理由を把握し、必要な対応策の検討が必要と考えます。

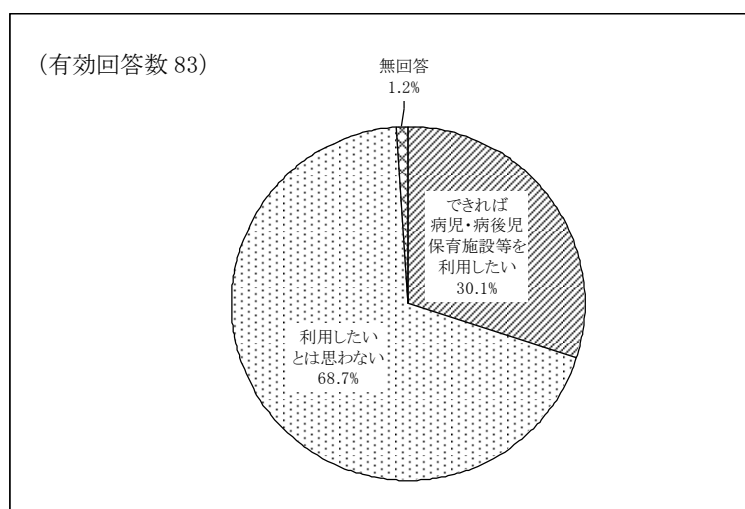
小学生調査
対処方法



～ 子どもが病気的时候は、51.0%の家庭で「母親が休んで」対処した ～

「母親が休んだ」が最も多く 51.0%を占め、以下「親族、知人」が 37.4%、「父親又は母親のうち就労していないほうが休んだ」が 13.5%でした。しかし、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が 2.6%いたことから、病気時に子どもを預けることができる施設、事業等の整備や地域の協力体制の構築が必要と考えます。

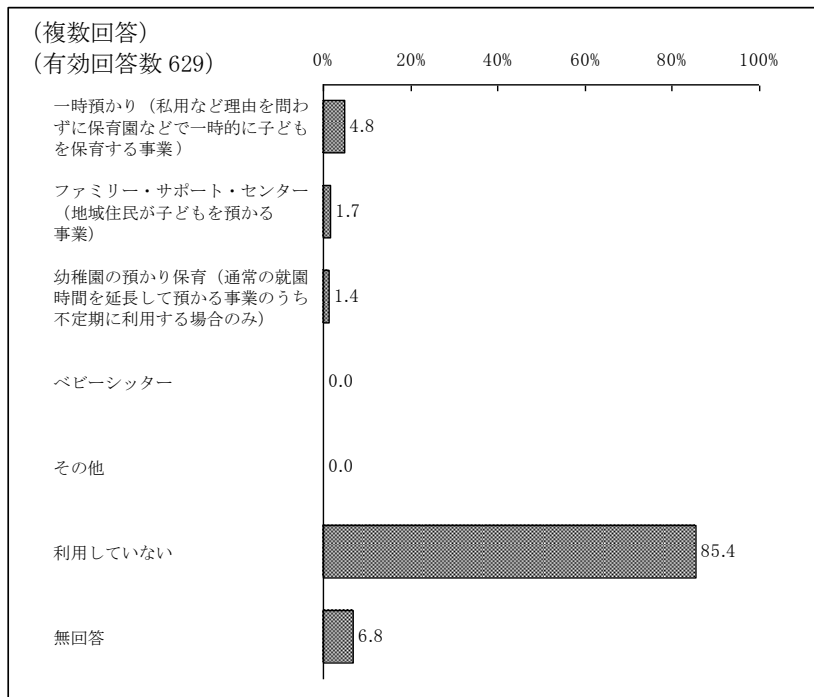
施設などの利用意向



～ 30.1%の人が病児・病後児保育事業等の利用希望を持っている ～

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」人は 30.1%でした。しかし、「利用したいとは思わない」人が 68.7%いることから理由を把握し、必要な対応策の検討が必要と考えます。

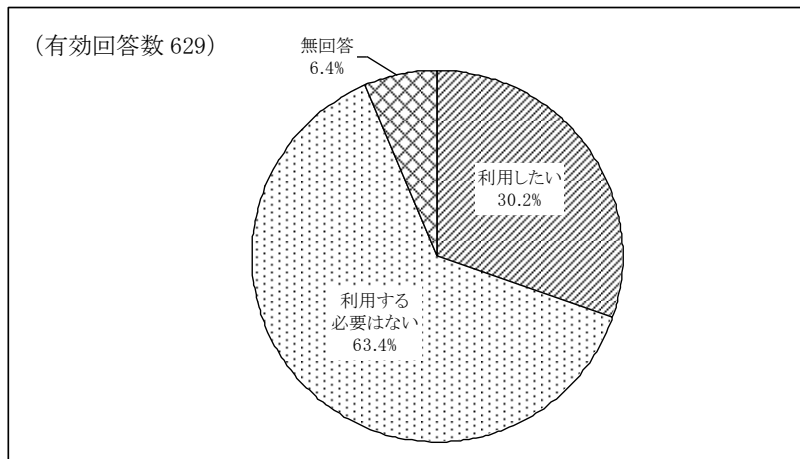
(10) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり
不定期の教育・保育の利用状況



～ 利用していない人は 85.4%もいる ～

「利用していない」が 85.4%と最も多いです。その中で利用されている事業としては、「一時預かり事業」が最も多かったです。基本的には希望者のニーズに応えられている状況にありますが、引き続き事業の推進に努めてまいります。

不定期の教育・保育の利用意向

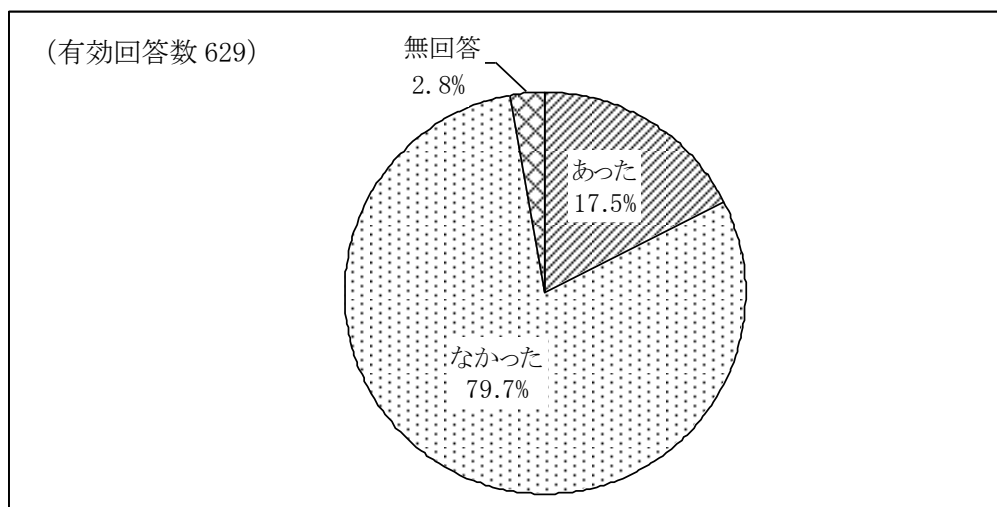


～ 利用を希望する人は 30.2%いる ～

「利用したい」人は 30.2%でした。その利用目的としては「冠婚葬祭、学校行事、子ども (兄弟姉妹を含む) や親の通院など」や「私用 (買物、子ども (兄弟姉妹を含む) や親の習い事など)、リフレッシュ目的」が多くなっています。

就学前児童調査

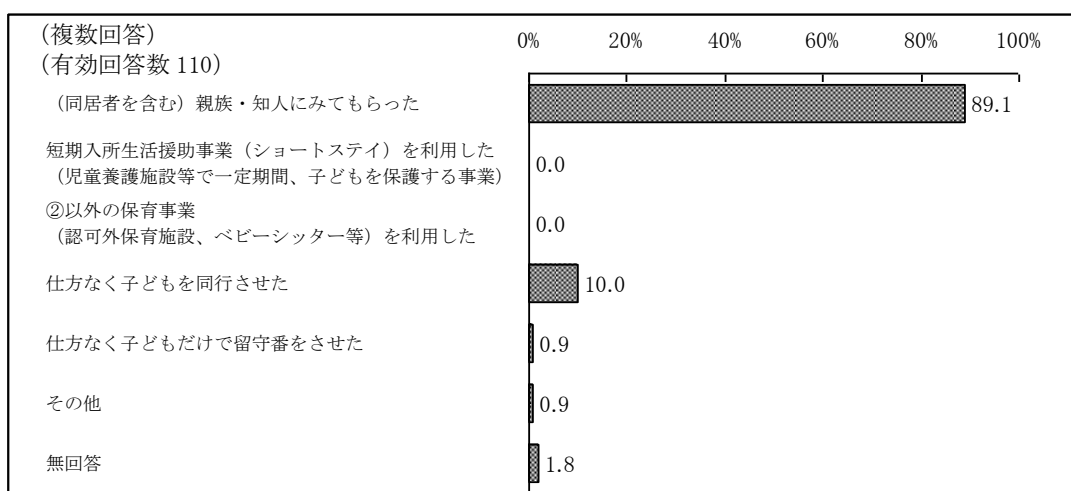
宿泊を伴う一時預かりなどの経験の有無と対処方法



～ 宿泊を伴う一時預かりは、17.5%が経験している ～

「宿泊を伴う一時預かりなどの経験がある」人は17.5%でした。

◆経験があった人の対処方法

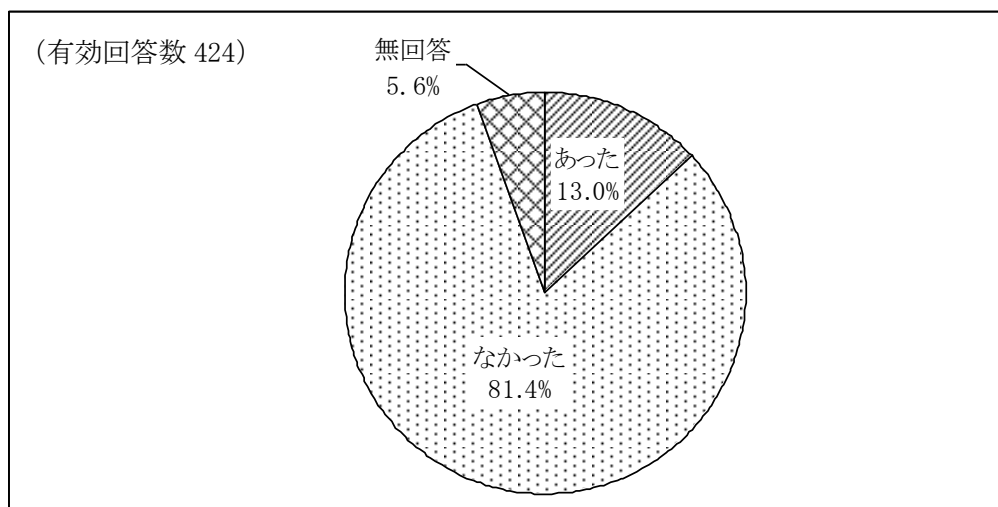


～ 親族、知人にみてもらった人が89.1%いた ～

89.1%の人が、「親族、知人にみてもらった」ケースでした。しかし、「仕方なく子どもを同行させた」が10.0%、「仕方なく子どもだけで留守番させた」が0.9%あったことから、これらの対応について検討が必要と考えます。

小学生調査

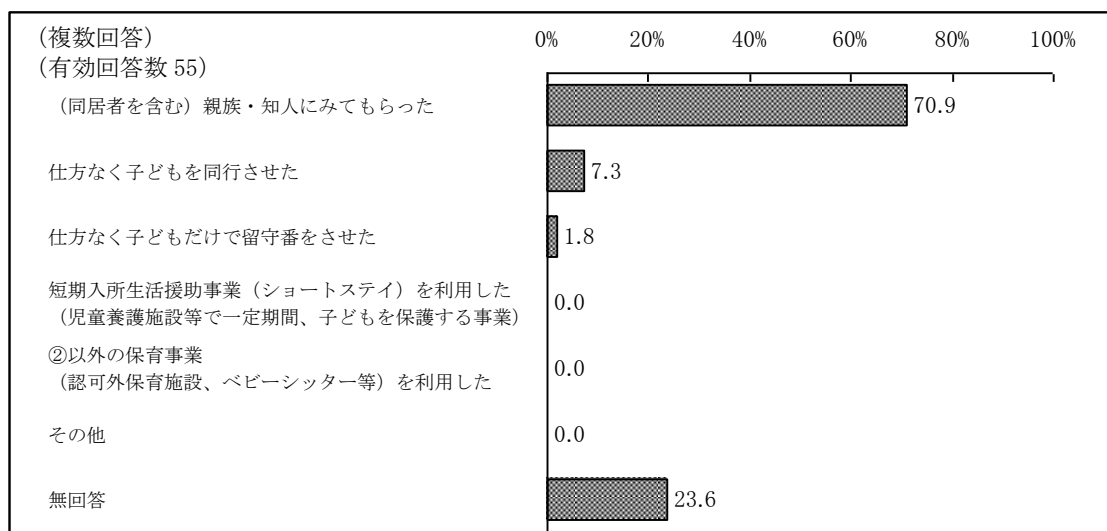
宿泊を伴う一時預かりなどの経験の有無と対処方



～ 宿泊を伴う一時預かりは、13.0%が経験している ～

「宿泊を伴う一時預かりなどの経験がある」人は13.0%でした。

◆経験があった人の対処方法



～ 親族、知人にみてもらった人が70.9%いた ～

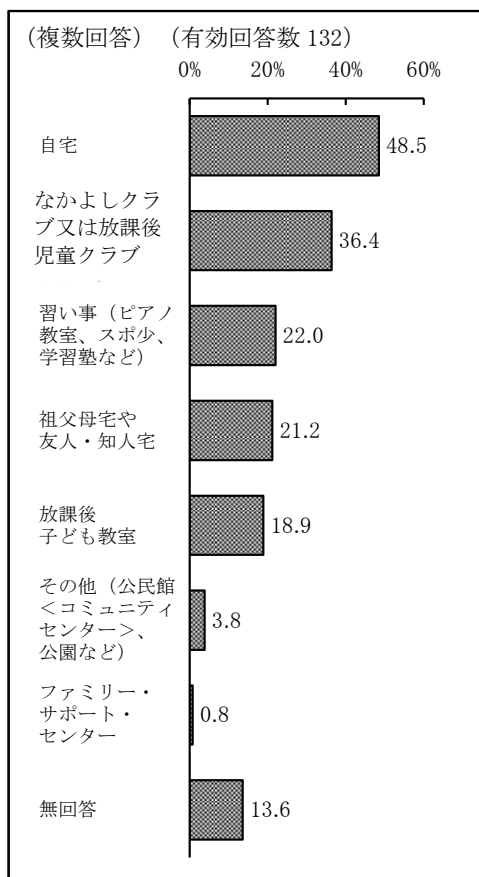
70.9%の人が、「親族、知人にみてもらった」ケースでした。しかし、「仕方なく子どもを同行させた」が7.3%、「仕方なく子どもだけで留守番させた」が1.8%あったことから、これらの対応について検討が必要と考えますが、無回答が23.6%と多くいました。

(11) 小学校就学後の放課後の過ごし方

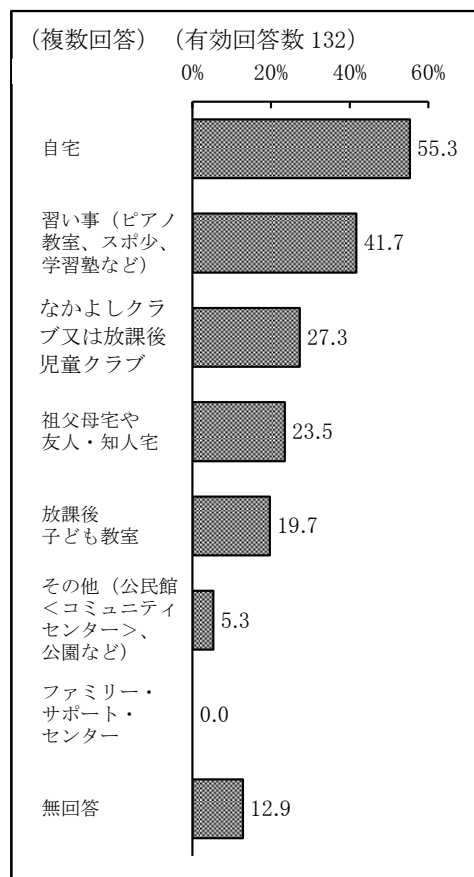
就学前児童調査

希望する場所

◆小学校「低学年」時の希望



◆小学校「高学年」時の希望



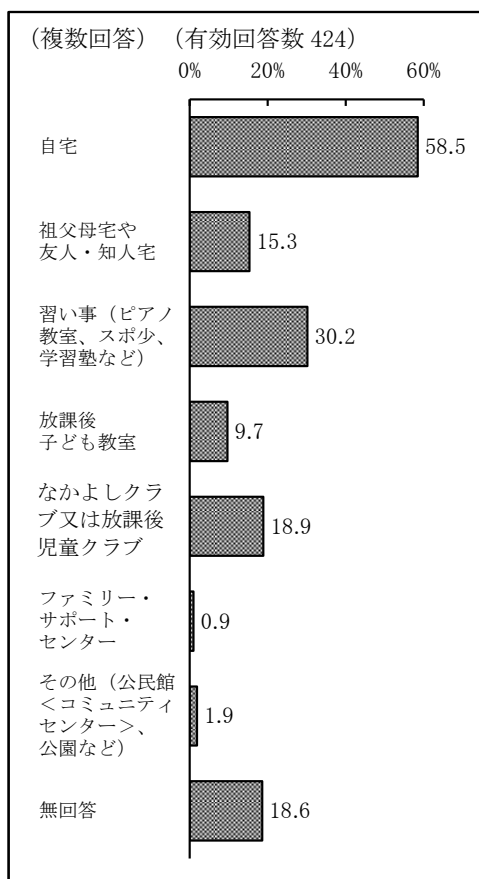
～ 小学校低学年、高学年とも「自宅」での放課後の過ごし方を希望する人が多い ～

小学校低学年では48.5%、高学年では55.3%の保護者の人が、放課後を過ごす場所として「自宅」を希望しています。また、小学校低学年では、「なかよしクラブ又は放課後児童クラブ」が36.4%と2番目であるが、高学年になると2番目は「習い事」で41.7%でした。なお、なかよしクラブ又は放課後児童クラブの利用は、平成27年度から小学校高学年まで拡充されます。

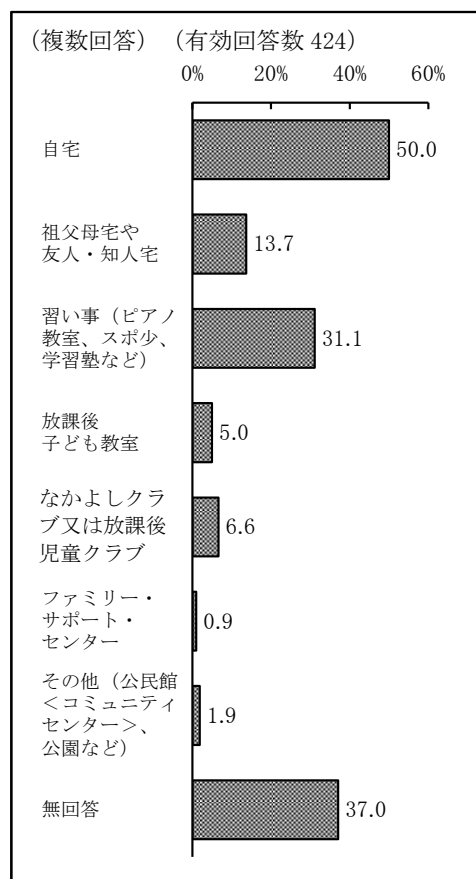
小学生調査

希望する場所

◆小学校「低学年」時の希望



◆小学校「高学年」時の希望



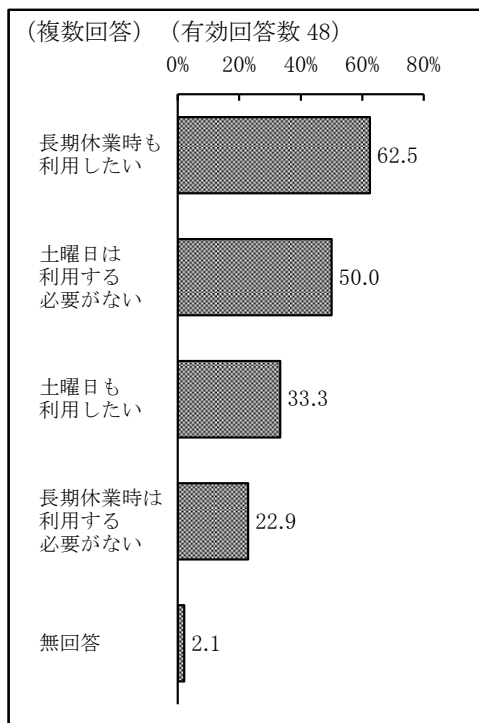
～ 小学校低学年、高学年とも「自宅」での放課後の過ごし方を希望する人が多い ～

小学校低学年では58.5%、高学年では50.0%の保護者の人が、放課後を過ごす場所として「自宅」を希望しています。また、小学校低学年、高学年とも、「習い事」が30.2%、31.1.%と2番目でした。なお、なかよしクラブ又は放課後児童クラブの利用は、平成27年度から小学校高学年まで拡充されます。

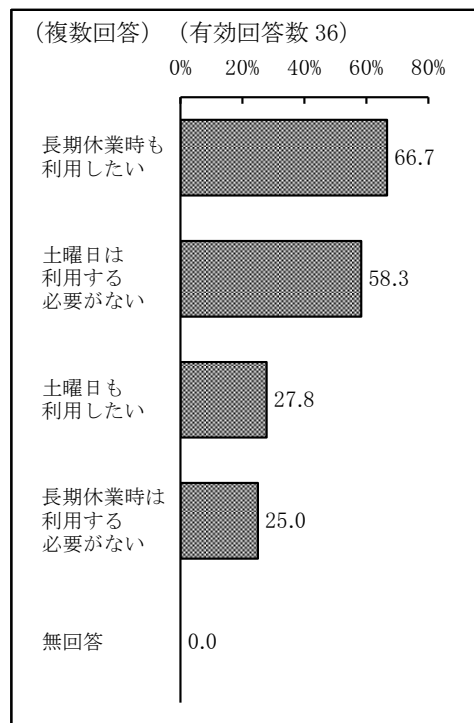
就学前児童調査

土曜日と長期休業時における「なかよしクラブ又は放課後児童クラブ」の利用意向

◆「低学年」時の意向



◆「高学年」時の意向



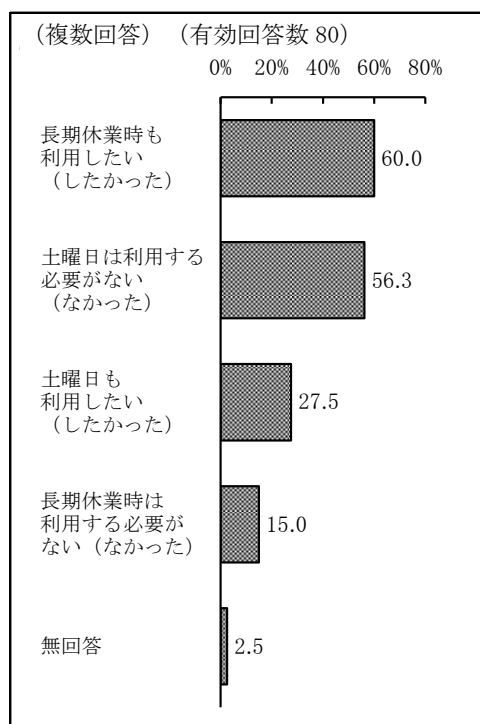
～ 小学校低学年、高学年とも夏休みなどの長期休業時も「なかよしクラブ又は放課後児童クラブ」へのニーズがある ～

小学校低学年、高学年とも該当数は少ないですが、低学年では「夏休みなどの長期休業時」も利用したいと回答した保護者が 62.5%、「土曜日」も利用したいと回答した保護者が 33.3%います。また、高学年では「夏休みなどの長期休業時」も利用したいと回答した保護者が 66.7%、「土曜日」も利用したいと回答した保護者が 27.8%います。なお、なかよしクラブ又は放課後児童クラブの利用は、平成 27 年度から小学校高学年まで拡充されます。

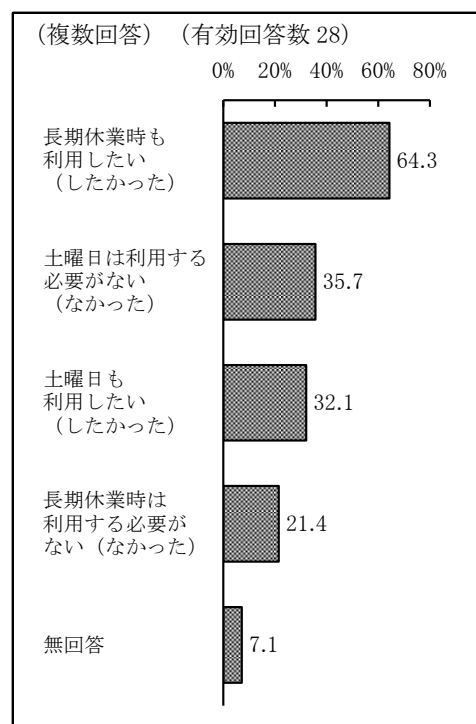
小学生調査

土曜日と長期休業時における「なかよしクラブ又は放課後児童クラブ」の利用意向

◆「低学年」時の意向



◆「高学年」時の意向



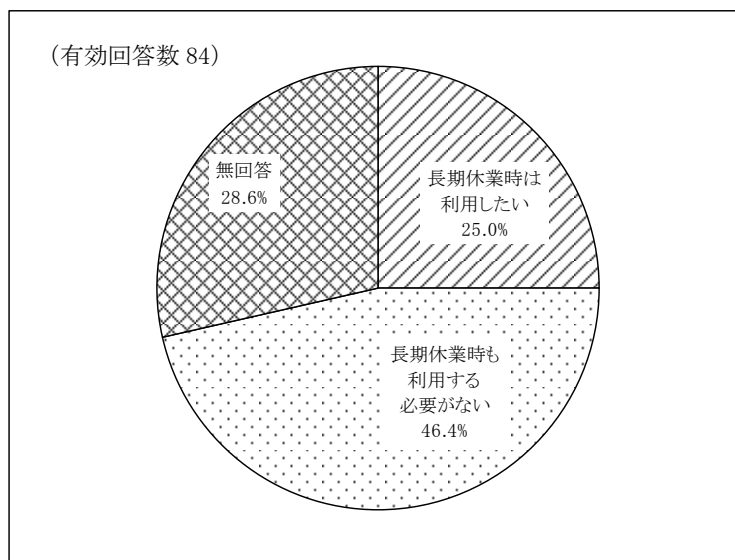
～ 小学校低学年、高学年とも夏休みなどの長期休業時も「なかよしクラブ又は放課後児童クラブ」へのニーズがある ～

小学校低学年、高学年とも該当数は少ないですが、低学年では「夏休みなどの長期休業時」も利用したいと回答した保護者が 60.0%、「土曜日」も利用したいと回答した保護者が 27.5%います。また、高学年では「夏休みなどの長期休業時」も利用したいと回答した保護者が 64.3%、「土曜日」も利用したいと回答した保護者が 32.1%います。なお、なかよしクラブ又は放課後児童クラブの利用は、平成 27 年度から小学校高学年まで拡充されます。

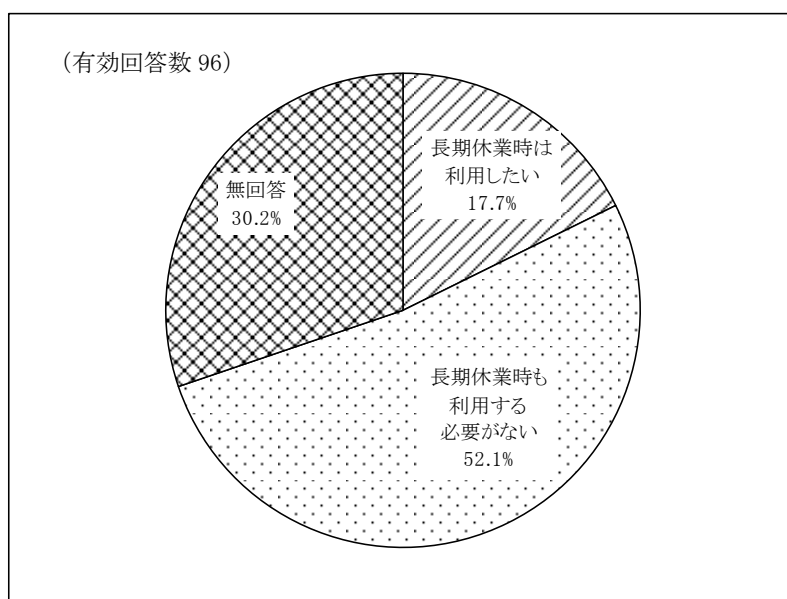
就学前児童調査

なかよしクラブ又は放課後児童クラブの利用を希望しない方のうち、長期休業時における「なかよしクラブ又は放課後児童クラブ」の利用意向

◆「低学年」時の意向



◆「高学年」時の意向

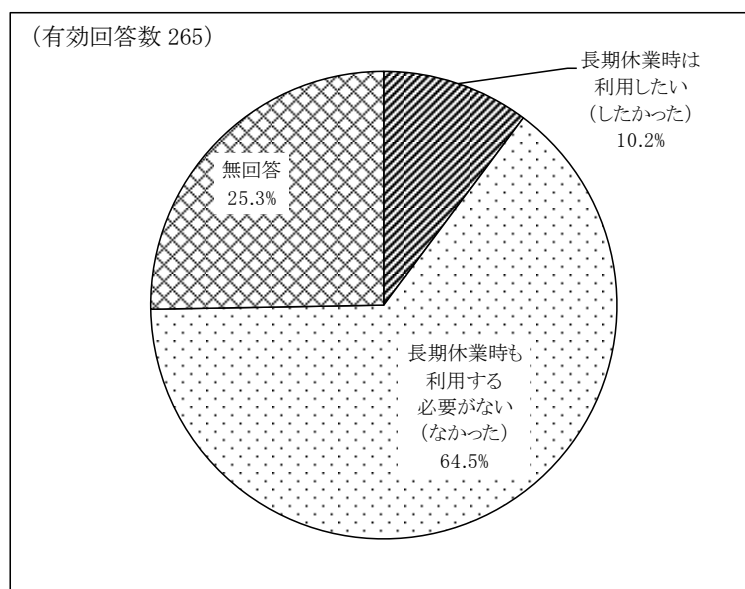


～ なかよしクラブ又は放課後児童クラブの利用を希望しない
 小学校低学年 25.0%、高学年 17.7%の人が、夏休みなどの長期休業時は
 「なかよしクラブ又は放課後児童クラブ」の利用に対するニーズがある ～
 小学校低学年、高学年とも該当数は少ないですが、「夏休みなどの長期休業時」は
 利用したいと回答した保護者が低学年では 25.0%、高学年では 17.7%います。なお、
 なかよしクラブ又は放課後児童クラブの利用は、平成 27 年度から小学校高学年まで拡
 充されます。

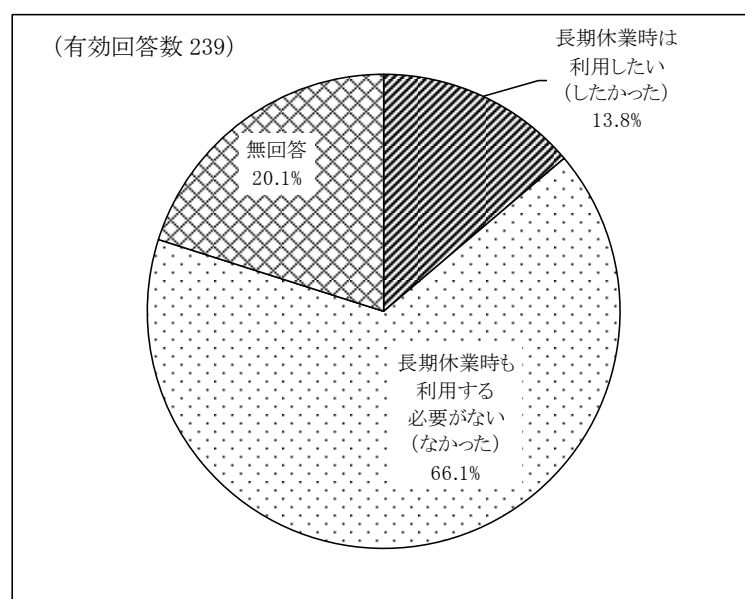
小学生調査

なかよしクラブ又は放課後児童クラブの利用を希望しない方のうち、長期休業時における「なかよしクラブ又は放課後児童クラブ」の利用意向

◆「低学年」時の意向



◆「高学年」時の意向



～ なかよしクラブ又は放課後児童クラブの利用を希望しない小学校低学年 10.2%、高学年 13.8%の人が、夏休みなどの長期休業時は「なかよしクラブ又は放課後児童クラブ」の利用に対するニーズがある ～
 「夏休みなどの長期休業時」は利用したい人が低学年では 10.2%、高学年では 13.8% います。なお、なかよしクラブ又は放課後児童クラブの利用は、平成 27 年度から小学校高学年まで拡充されます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

親・子・地域が手をつなぎ、
すべての人が安心して健やかに子どもを産み育てることができる、
活力と希望に満ちた魅力あるまち
「たいない」

【趣旨】

胎内市では、第1次胎内市総合計画において「自然が活きる、人が輝く、交流のまち」を基本理念に掲げ、地域の特性を尊重した自立都市の実現を目指し、様々な施策や基盤の整備等を実施してきました。

その中で、子育て支援に関する施策については、胎内市の宝である子どもたちを、安心して健やかに産み育てることができるように最重要施策として取組を強化しています。

近年、少子高齢化、核家族化の進行、生活形態や価値観の多様化などによって地域の中で住民同士がお互いに触れ合い、助け合えるつながりが徐々に希薄になってきたと言われており、子どもを安心して健やかに産み育てたいという家族の希望がかなうよう社会全体で支援することが強く求められてきています。

また、幼少期における教育・保育は、子どもの成長過程において最も重要な時期であることから、子どものみならず家族に対する教育、保育、子育て支援も必要となっています。

このようなことから、胎内市子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に規定されているように、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して安心・安全に産み育てることができるまちづくりを進めるため、「親・子・地域が手をつなぎ、すべての人が安心して健やかに子どもを産み育てることができる、活力と希望に満ちた魅力あるまち『たいない』」を基本理念に据え計画を推進していきます。

2 基本目標

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わってきている現在、地域社会全体で子ども・子育て支援を実施する、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

この計画では、次の3つを基本的な目標として「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援施策を通じた「魅力あるまちづくり」の実現に向けた取組を行います。

基本目標

- 1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
- 2 一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり
- 3 子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

そこで、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供とともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

(1) 母子保健等の充実

①特定不妊治療費への助成

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）にかかる治療費を一部助成することにより、不妊に悩む夫婦が安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりの推進及びその経済的負担の軽減を図り、少子化対策に努めてまいります。

②妊婦健康診査

妊婦が受ける健康診査（妊婦健康診査）に係る費用を一部助成することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保していきます。

③子育て中の親への支援

乳幼児健診や健康教育、家庭訪問などの母子保健事業の充実を図り、子育て中の親への支援を継続して行っていきます。

(2) 3歳未満児保育の確保

①保育士の確保

3歳未満児を持つ家庭において、保育が必要であれば、認定こども園や保育園での保育を利用できるようにし、待機児童が出ないように努めます。そのために保育士の確保の対応策を実施します。

(3) 情報提供・相談体制の充実

①利用者支援

子育て支援センターにおいて、子ども及び保護者が、認定こども園や保育園での教育・保育、一時預かりや、各小学校で実施している放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業などの中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう体制を整備し、利用者の支援を行います。

支援の実施に当たっては、子育て家庭の個別ニーズを把握し、関係機関と連携して教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等の情報を集約し提供します。また、職員研修等により、支援者の養成と資質向上に努めます。

②地域の子育て支援拠点づくりの取組

市内に7か所ある子育て支援センターでは、地域の子育て支援の拠点として、就学前までの親子が自由に遊び交流できる場を提供するとともに、子育て相談を行っています。また、子育てに関する情報の提供や、子育て支援に関する講習等を実施しています。

子育てに関する情報は、子育て不安や負担の軽減を図るため、情報紙、ホームページや子育て情報メールなど様々な媒体を通じて迅速でわかりやすく提供します。また、誰でも気軽に相談でき、育児に関する正しい情報が入手できるように相談体制の充実を図ります。

(4) 経済的支援

①健康母子手当の支給

将来にわたる健全な家族構成の育成及び次世代を担う若年層の確保を図るために、3人以上出産をした母親に対し手当を支給し、少子化対策に努めてまいります。

2 一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

(1) 就学前教育・保育の充実

①教育・保育の質の向上

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も重要な時期です。

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、家庭における教育力が低下する中、今後ますます就学前の教育・保育が重要となっていきます。

胎内市のすべての子どもの健やかな成長に向けて、子どもを中心とした就学前教育・保育の基本理念、基本方針・目指す子どもの姿などをあらわした指針を作成し、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情にかかわらず、質の高い教育・保育を受けられるよう、「就学前教育・保育の共通カリキュラム」(仮称)を策定します。

②保育教諭と保育士の資質の向上

就学前教育・保育の基本理念のもと、保育教諭と保育士がともに胎内市のすべての子どもの健やかな育ちに向けて、今までの研修体制を見直し、より効果的な実施方法の検討を行い、研修計画を策定します。

また、保育教諭と保育士の合同研修を通じて、教育・保育の共通理解を深め、実践につなげます。

③特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

文部科学省の調査によると、公立小中学校の通常学級に発達障がいのある児童生徒が6.5%在籍していると推定されています。

現在、認定こども園又は保育園に通園する園児は、年齢ごとのクラス分けで障がいの有無に関係なく、同じクラスでともに生活しています。そのような中、一人一人の多様な教育・保育ニーズに応じるため、子どもの特性や実態の把握、個別の指導計画の作成・活用に努め、職員の共通理解のもと支援を行っています。

さらなる各関係機関との連携のもと、長期的な視点に立った個別の教育支援計画の充実を目指し、支援の必要な子どもやその保護者一人一人に寄り添えるような教育・

保育が実施できるよう、全職員が発達障がい等に関する基礎的な知識・対応技能を習得できる研修・指導体制を整えます。

今後は、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進における提言等を踏まえ、保護者に対し、十分な情報提供を行い、多様化する障がいに対して気軽に相談できるよう相談体制の充実を図り、関係機関と連携を強化します。

(2) 多様な保育サービスの充実

①延長保育の実施

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を越えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

今後は、現在の提供体制を維持しながら、当該事業の普及促進を図っていきます。

②認定こども園や保育園一時預かり事業

保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育園等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。

③病児・病後児保育

病児・病後児保育については、今後も保護者のニーズを把握しながら、広域的施設も視野に入れ、継続して検討します。

(3) 放課後児童健全育成事業の推進

①放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

市内の全小学校区において放課後児童クラブを実施し、安定的な運営と児童への保育の質の向上に取り組み、放課後児童クラブを利用する児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めます。

また、余裕教室の活用等による施設確保や、入所定員の弾力的な運用により待機児童の発生の防止に努めます。

3 子育て家庭を地域のみんで支える環境づくり

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

さらに、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

(1) 地域での子育て支援の充実

①ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行う組織です。

育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、幅広い層への事業の周知を図り、会員増と活動件数の増大につなげていきます。

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

市内に7か所ある子育て支援センターにおいて、親と子が気軽に集い、交流し、親も子どもとともに学び、成長していくことができる場や機会を一層充実して、子育ての不安感等を緩和します。

また、関係機関や子育て支援団体などとの連携を図り、地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支援していきます。

③乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、原則生後2か月の乳児がいる家庭に保健師や助産師などが訪問する事業です。訪問者は、子育てに関する情報を提供するとともに、保護者から育児の悩みや不安を聞き相談に応じることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できるように支援します。

訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、関係各課が連携し支援していきます。

(2) 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実

①養育支援訪問事業

児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、保健師や助産師など専門職の訪問による相談や指導などの支援を行います。

養育が困難な家庭への早期支援、継続支援は虐待予防に重要な役割を果たしているため、今後も関係機関と連携しながら事業を展開していきます。

②要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

要保護児童対策地域協議会とは、地域、関係機関、関係団体が一体となって、児童虐待や非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るとともに、児童の健全育成に向けた施策を総合的に推進するためのネットワークシステムです。

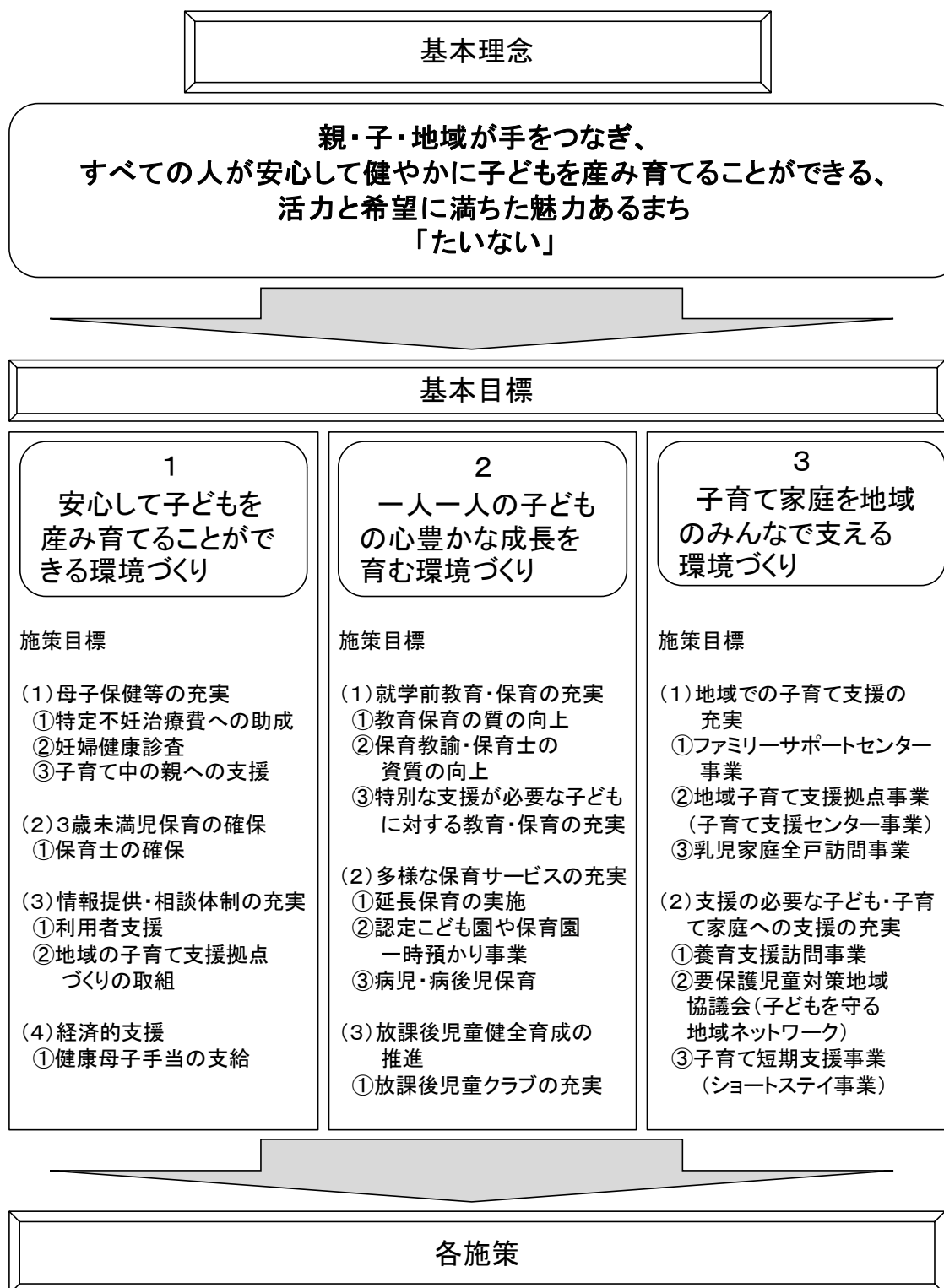
児童虐待に関する相談が複雑かつ重層化する中、要保護児童対策地域協議会において、児童相談所等関係機関との連携を強化し、要支援家庭への適切な対応や要保護児童の早期発見に努めます。

③子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て家庭ショートステイは、児童の保護者が、出産や病気などの事由で一時的に家庭において養育できない場合に児童福祉施設等で養育保護する事業です。

胎内市では現在この事業を実施していませんが、アンケート調査結果の詳細な分析や保護者のニーズを把握しながら対応について検討します。

3 計画の体系図



第4章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域

(1) 目的

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「実施しようとする提供体制の確保」を決定する単位としての区域を設定します。

(2) 教育・保育提供区域の考え方

学校単位・行政区単位等地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設設備の状況その他の状況を総合的に勘案し設定します。

(3) 胎内市の状況

- ①市内には、幼児教育を受けることができる施設が「中条すこやかこども園」と「聖心こども園」の2施設のみであり、学校単位などによる地区別に区域を設定すると幼児教育を受ける施設がない地区が存在し、細かく区域設定することは適当ではありません。
- ②市内には、5つの小学校区、4つの中学校区がありますが、区域がともに隣接し、交流が容易に図れています。
- ③道路網が整備されていることから容易に市内9園どの園にも通園することが可能です。

(4) 胎内市における教育・保育提供地域

(1)～(3)の状況を勘案した結果、胎内市の教育・保育提供地域は市全体で1つの区域と設定します。

2 地域子ども・子育て支援事業の区域設定

教育・保育提供区域を胎内市全体で1区域としたため、地域子ども・子育て支援事業はすべて胎内市で1区域とします。

第5章 子ども・子育て支援給付事業

1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

(1) 保育の必要性の認定

保護者からの申請を胎内市が受付し、下記の認定基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みになっています。

(認定区分)

認定区分	対象者	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳から小学校就学前の子どもであって、学校教育のみを受ける子ども (保育の必要性なし)	認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳から小学校就学前の子どもであって、保育の必要性の認定を受けた子ども (保育を必要とする子ども)	認定こども園 保育園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども (保育を必要とする子ども)	認定こども園 保育園

(認定基準)

保育の必要性	<p>(事由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①就労 フルタイム、パートタイム、夜間などすべての就労に対応。 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病、障がい ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ※起業準備を含む ⑦就学 ※職業訓練校等を含む ⑧育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて利用が必要 ⑨その他、上記に類する状態として市町村が認める場合 <p>(保育必要量)</p> <p>保育標準時間 月 120 時間以上の就労等</p> <p>保育短時間 月 48 時間の就労</p>
--------	--

(2) 教育・保育の量の提供体制の確保

年度	平成27年度					平成28年度					
	1号認定 教育のみ	2号認定 保育の必要性あり		3号認定 保育の必要性あり		1号認定 教育のみ	2号認定 保育の必要性あり		3号認定 保育の必要性あり		
	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		
教育希望		保育	0歳	1・2歳	教育希望		保育	0歳	1・2歳		
①量の見込み (必要利用定員総数)	39	40	560	68	314	41	42	590	64	280	
②確保の内容	教育・保育施設	79		560	68	314	83		590	64	280
	地域型保育事業	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	認可外保育施設等	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
②-①	0		0	0	0	0		0	0	0	

年度	平成29年度					平成30年度					
	1号認定 教育のみ	2号認定 保育の必要性あり		3号認定 保育の必要性あり		1号認定 教育のみ	2号認定 保育の必要性あり		3号認定 保育の必要性あり		
	満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満		
教育希望		保育	0歳	1・2歳	教育希望		保育	0歳	1・2歳		
①量の見込み (必要利用定員総数)	42	42	596	62	268	40	41	579	58	257	
②確保の内容	教育・保育施設	84		596	62	268	81		579	58	257
	地域型保育事業	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	認可外保育施設等	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
②-①	0		0	0	0	0		0	0	0	

年度		平成31年度				
		1号認定 教育のみ	2号認定 保育の必要性あり		3号認定 保育の必要性あり	
		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
			教育希望	保育	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		37	38	529	57	245
② 確 保 の 内 容	教育・保育 施設	75		529	57	245
	地域型 保育事業					
	認可外保育 施設等					
②-①		0		0	0	0

胎内市における公立保育園4園及び公立認定こども園（保育認定）1園の定員合計が640人、私立保育園3園及び私立認定こども園（保育認定）1園の定員合計が319人で、保育認定定員合計で959人です。公立認定こども園（教育標準時間認定）1園の定員が90人、私立認定こども園（教育標準時間認定）1園の定員が60人で、教育標準時間認定定員で150人です。施設自体の受け入れは可能であることから、保育士の確保に努め、待機児童が生じないように努めてまいります。

2 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要であることから、胎内市として、認定こども園や保育園などの施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において教育・保育や子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進していきます。

その上で、認定こども園については、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、胎内市では、既存の保育園からの移行や新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていきます。

3 産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産休又は育児休業明けの希望する時期に、希望する保護者が教育・保育事業を利用できる環境を整備します。また、産休中、育児休業中の保護者に情報提供を行うとともに、相談支援の充実を図ります。

(1) 利用者支援事業による相談支援

利用者支援事業を活用し、各家庭の実情に応じた教育・保育の紹介等を行うことにより、円滑な事業利用へと繋がります。

(2) 地域子育て支援センターでの情報提供

身近な地域子育て支援センターにおいて教育・保育施設等の情報提供や相談支援を推進します。

(3) 新生児訪問事業での情報提供

新生児訪問事業で家庭を訪問した際、教育・保育施設等の情報提供や相談支援に応じます。

第6章 地域子ども・子育て支援事業

1 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 利用者支援

【事業内容】

子どもとその保護者が、認定こども園や保育園、一時預かり、放課後児童クラブなど多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援のサービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ助言や関係機関との連絡調整等を行います。

【現状】

子育て支援センターでそれぞれの情報提供と子育てに関する相談・支援を実施していますが、利用者支援事業は実施しておりません。

施設名		場所
公設	きらら	ほっとHOT・中条
	こっこクラブ	ついじ保育園
	こあらクラブ	中条すこやかこども園
民設	メイプルクラブ	ひだまり保育園
	ふれあいの里なかよし	きすげ乳児保育園
	すこやか	聖心こども園
	みなみ	さわらび保育園

【量の見込みと確保数】

利用者支援事業は、相談員等のいる施設の設置箇所数で量を見込みます。

国の交付金の対象としては、「1市町村当たりの箇所数は平成25年10月1日時点0から5歳までの人口を10,000で除して得られた数を上限（1万人未満切り上げ）」とされていることを考慮すると、0～5歳児の人口が約1,900人であることから、胎内市の実施箇所数の上限は1か所となります。

	H25年度 (実績)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①箇所数	—	1	1	1	1	1
②確保数	—	0	0	0	0	0
①—②	—	▲1	▲1	▲1	▲1	▲1

【確保策】

胎内市では実施しておりませんが、子育て支援センター利用者等からのニーズを把握し、検討するとともに、相談員等の育成に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【事業内容】

家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤立感や不安感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てについての相談、情報提供、助言などを行います。

【現状】

子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークルの支援等を行う事業を下記の施設で実施しています。

施設名		場所
公設	きらら	ほっとHOT・中条
	こっこクラブ	ついじ保育園
	こあらクラブ	中条すこやかこども園
民設	メイプルクラブ	ひだまり保育園
	ふれあいの里なかよし	きすげ乳児保育園
	すこやか	聖心こども園
	みなみ	さわらび保育園

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (H26. 12 末時点)
延べ利用人数（人）	29,090	29,963	27,666	20,866
実施日数（日）	360	359	359	272

【量の見込みと確保数】

推計対象年齢：0～2歳

量の見込み	H25 年度 (実績)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①延児童数 人/月	2,306	1,753	1,597	1,527	1,457	1,395
②確保数	—	1,753	1,597	1,527	1,457	1,395
①－②	—	0	0	0	0	0

【確保策】

過去の利用実績がニーズ調査による利用希望を上回っていますので、新たな確保策は取りません。引き続き事業の推進に努めます。

(3) 妊婦健康診査**【事業内容】**

妊婦と胎児の健康を守り、安心して健やかな出産をすることができるよう、定期的な健康診査の受診や保健指導に繋げることを目的として、産科医療機関で妊婦が受ける定期健診の受診に係る費用の一部を助成する事業です。健康診査を受診することで、妊娠中の異常を早期発見することができ、適切な治療や健康指導に繋げることができます。

【現状】

産科医療機関で妊婦健診を受けるとき妊娠週数に応じて1～14回の助成を行います。「妊婦一般健康診査受診票」を母子手帳交付時に合わせて交付しています。

(妊婦健康診査受診状況)

年度	受診実人数	受診延人数	1人当たり 健診助成回数
平成23年度	314	2,407	14
平成24年度	347	2,766	14
平成25年度	303	2,388	14
平成26年度 (H26.12末時点)	273	1,805	14

【量の見込みと確保数】

妊娠届の見込み数を人口推計の翌年度出生数とし、これを1人当たりの平均受診数14を乗じて得た数を見込み量としました。

量の見込み	H25年度 (実績)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①延人数	2,388	2,408	2,268	2,184	2,072	2,016
②確保数	—	2,408	2,268	2,184	2,072	2,016
②-①	—	0	0	0	0	0

【確保策】

妊婦1人当たり、14回まで助成を行い、すべての妊婦に対し必要な回数の妊婦健診が受けられるよう対応していますので、新たな確保策は取りません。引き続き事業の推進に努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

子育て家庭の孤立化を防ぐため、原則生後2か月の乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供・助言を行います。

【現状】

生後2か月の乳児がいる家庭を、保健師や助産師などが家庭訪問し、育児等の様々な相談や4か月健診、子育て支援に関する情報提供を行っています。

また、訪問実施時に、産後うつ指標により、産後うつの早期発見に努め、早期からの支援に繋がっています。

(乳児家庭訪問状況)

年度	対象数	訪問数	実施率
平成23年度	207	206	99.5
平成24年度	239	239	100.0
平成25年度	217	215	99.1
平成26年度 (H26.12末時点)	139	138	99.3

【量の見込みと確保数】

推計人口による出生数を訪問数の見込みとしました。

量の見込み	H25年度 実績	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①訪問数	215	179	172	162	156	148
②確保数	—	179	172	162	156	148
①-②	—	0	0	0	0	0

【確保策】

すべての乳児家庭を訪問する体制は確保しています。

訪問の結果、支援が必要な家庭に対して関連機関と連携し、各家庭に適切な支援に繋がるように努めます。

(5) 養育支援訪問事業

【事業内容】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保健師や助産師などによる具体的な養育に関する指導助言等を実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

【現状】

養育支援が必要な家庭を保健師・助産師が訪問して、家庭内での育児に関する具体的な指導、助言を行っています。

(実施内容)

事業内容	訪問支援者等
専門的相談支援の実施	保健師や助産師などによる相談支援を実施

(養育支援の実施状況)

年度	対象数	訪問数	増加数
平成 23 年度	53	89	—
平成 24 年度	63	93	4
平成 25 年度	47	68	-25
平成 26 年度 (H26.12 末時点)	26	34	—

【量の見込みと確保数】

量の見込み	H25 年度 実績	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①延訪問数	68	71	74	77	80	83
②確保数	—	71	74	77	80	83
①-②	—	0	0	0	0	0

【確保策】

増加に備え対応できる体制を整え、各家庭に対応した養育支援の実施に努めます。

(6) 子育て短期支援事業

【事業内容】

＜短期入所生活援助（ショートステイ）事業＞

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

＜夜間養護等（トワイライトステイ）事業＞

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養護することが困難となった場合等の緊急の場合に、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

【現状】

胎内市では実施していません。

【量の見込みと確保数】

量の見込み	H25年度 実績	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①延児童数 人／年	0	0	0	0	0	0
②確保数	—	0	0	0	0	0
①－②	—	0	0	0	0	0

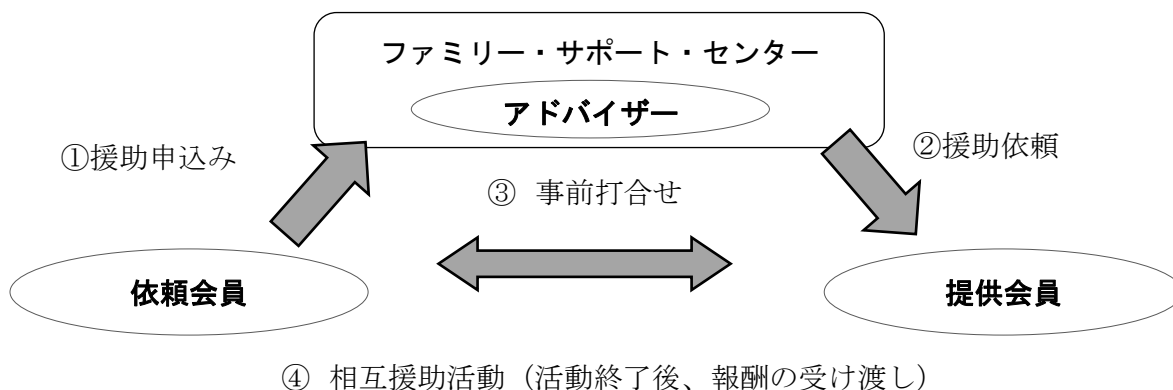
【確保策】

ニーズ調査では、若干ではありますが「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ケースがあることから、保護者のニーズを把握しながら対応について検討します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】

仕事と家庭の両立を支援し、子育てしやすい地域環境を作ることを目的として、地域において「育児の援助を受けたい者(依頼会員)」と「援助を行いたい者(提供会員)」を会員組織として、保育所等への送迎、保育施設等の終了後の一時預かり、短時間就労や買い物等の際の育児支援などを行います。



【現状】

会員組織として、認定こども園や保育園等への送迎、保育施設や小学校等の終了後の一時預かりなど、依頼会員、提供会員ともに年々増加していて、利用が高まっています。

(登録会員数)

年度	依頼会員	提供会員	両方会員	延べ利用件数
平成 23 年度	31	38	10	132
平成 24 年度	65	42	14	201
平成 25 年度	117	49	18	558
平成 26 年度 (H26. 12 末時点)	140	49	19	242

【量の見込みと確保数】

量の見込み	H25 年度 実績	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①児童数 人/年	2	15	15	14	15	16
②確保数	—	15	15	14	15	16
①-②	—	0	0	0	0	0

ニーズ調査では、5歳児を対象とし、小学校低学年と高学年の利用を推計しています。

【確保策】

現状の会員で対応が可能であると思われませんが、情報提供に努め提供会員の登録者増を図り、さまざまな利用状況に対応できるようにしていきます。複数の子どもを預ける場合の報酬額について検討します。

(8) 一時預かり事業

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として昼間において、認定こども園や保育園等で一時的に預かる事業を行います。

【現状】

(保育園における状況)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (H26.12末時点)
延べ利用人数(人)	360	263	482	367
延べ実施日数(日)	360	263	482	367

一時預かりは、ファミリー・サポート・センターなど他の事業でも行っています。

【量の見込みと確保数】

量の見込み	H25年度 実績	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①延児童数 人/年	482	455	447	440	424	396
②確保数	—	455	447	440	424	396
①-②	—	0	0	0	0	0

【確保策】

各認定こども園や保育園における一時預かりについては、担当保育士の状況や園の行事等により対応ができない場合もありますが、基本的には希望者のニーズに応じた受入れを行っております。引き続き、各認定こども園や保育園の一時預かり状況を把握しながら対応に努めます。

(9) 延長保育事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の要望に応えるため、8時間の開所時間を超えて保育を行います。

【現状】

(延長保育の実施状況)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (H26.12末時点)
延べ利用人数(人)	21,982	23,376	23,136	18,115
実施日数(日)	240	240	240	187
1人あたりの日数	91.6	97.4	96.4	96.9

【量の見込みと確保数】

量の見込み	H25年度 実績	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①延児童数 人/日	96	151	148	146	141	131
②確保数	—	151	148	146	141	131
①-②	—	0	0	0	0	0

【確保策】

延長保育の利用希望ニーズは、児童数の減少とともに減少しています。現状において対応できていますので、新たな確保策は取りません。

(10) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

保護者の就労等の理由で、病気又は病気の回復期にあるため、集団保育が困難な子どもを一時的に保育する事業です。

【現状】

胎内市では実施していません。

【量の見込みと確保数】

量の見込み	H25 年度 実績	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①延児童数 人日/年	0	184	181	179	172	160
②確保数	—	0	181	179	172	160
①－②	—	▲184	0	0	0	0

【確保策】

病児・病後児保育の利用希望ニーズがあることから、広域的な連携も視野に入れ、現在調整中です。

(11) 放課後児童健全育成事業（なかよしクラブ）

【事業内容】

昼間、就労等の理由で保護者がいない家庭の小学生に対して、放課後に小学校の余裕教室や施設等を利用し、放課後児童支援員を配置して適切な遊び、生活の場を与え、児童の安全と健全な育成を図ります。

【現状】

市内のすべての小学校に放課後児童クラブを設置し、学童指導員を配置しています。

施設名	場所
中条なかよしクラブ	総合グラウンド交流棟
胎内なかよしクラブ	胎内小学校
きのとなかよしクラブ	きのと小学校
築地なかよしクラブ	築地小学校
黒川なかよしクラブ	黒川小学校

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (H26.12 末時点)
年間平均利用者数(人)	152	153	174	189
対象児童数(人)小1～ 小3	690	683	712	705

【量の見込みと確保数】

放課後健全育成事業 (放課後児童クラブ)		H26 年度 実績	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
① 量の 見 込み 人/日	低学年	173	201	202	197	205	217
	高学年	1	50	50	49	51	53
	全体	174	251	252	246	256	270
② 確保数		—	230	230	230	230	230
①-②		—	▲21	▲22	▲16	▲26	▲40

【確保策】

ニーズ調査等により実態を把握し、柔軟に対応し、実施に努めます。

第7章 子ども・子育て支援関連施策

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策を図るとともに、相談体制の整備、早期発見と保護に取組、県の新発田児童相談所等と連携し、胎内市の実情に応じた施策を推進します。

- ・児童家庭相談窓口の充実
- ・きめ細やかな相談支援の充実
- ・早期発見に向けた関係機関との連携強化

2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

県のひとり親家庭の施策と連携を図り、総合的に母子、父子家庭の自立支援を推進します。

- ・ひとり親家庭に対する相談体制の充実
- ・ひとり親家庭等医療費助成
- ・ひとり親家庭に対する就業支援

3 障がい施策の充実

障がいの原因となる事故の予防及び疾病の早期発見・早期治療を図るため乳幼児健康検査や学校における健康診断等を推進します。

また、県の障がい児施策と連携を図り、発達障がいを含め障がいのある子どもについて、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をすることができるよう必要な力を身につけるための取組を推進します。

そのほか、障がい児を対象とした手当等の各種助成制度やサービス等の充実を図るとともに、内容をわかりやすく周知し、負担の軽減に繋がります。

相談支援事業所では、子どもから大人まで障がいのある方ご本人やご家族の相談に応じ、情報提供や助言、その他サービスの利用援助などを行い、学校卒業後も継続して利用することができるよう取組を推進します。

引き続き、保護者が安心して子育てを行うことができ、子どもが安心して生活できるよう、実施します。

- ・妊娠、出産期における母子保健事業の推進
- ・予防接種の実施による感染症の予防推進
- ・障がい児への総合的継続的な支援体制づくり
- ・障がい児入所施設の利用

- ・ 児童発達支援センター等との連携による早期療育の実施
- ・ 障がい児が保育を受けやすい環境づくり
- ・ 障害児福祉手当や特別児童扶養手当等の各種助成制度の周知
- ・ 助言や情報提供等を行う相談支援事業所の紹介
- ・ 市内にある障がい者団体の紹介
- ・ 「子どものこころとことばの相談室」の継続的な支援体制づくり
- ・ 言語聴覚士や作業療法士による定期的な指導、相談等の継続実施
- ・ 小中学校への特別支援学級の設置による生活や学習上の困難を改善するための支援等の実施
- ・ 言語障がい及び発達障がい通級指導教室の開設による児童生徒の受入れ
- ・ 放課後や長期休業時の利用も可能な「なかよしクラブ」での障がいを持った児童や特別な支援が必要な児童の受入れ
- ・ 子どもやその保護者に対する相談や支援を行い、教育の質的向上と福祉の増進を図る胎内市教育相談体系化連携事業の推進
- ・ WISC 検査等ができる専門的な知識と実務経験を兼ね備えた専門員の配置の検討

4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組

働く意欲のある若者が就労し、男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会の実現に向けた企業や市民等の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子ども・子育て支援の基盤づくりを積極的に進めるための取組を推進します。

- ・ 延長保育の充実
- ・ 両立支援制度の情報提供
- ・ 父親の育児参加の促進
- ・ 両立支援制度の適切な運用に向けた啓発
- ・ 企業誘致促進による就労環境の整備、充実
- ・ 技術者や担い手の発掘と育成支援体制の構築
- ・ ハローワーク、関係機関等からの求人情報や就業支援情報の提供

5 少子化対策に向けた取組

より多くの若者に定住いただけるよう子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組みます。

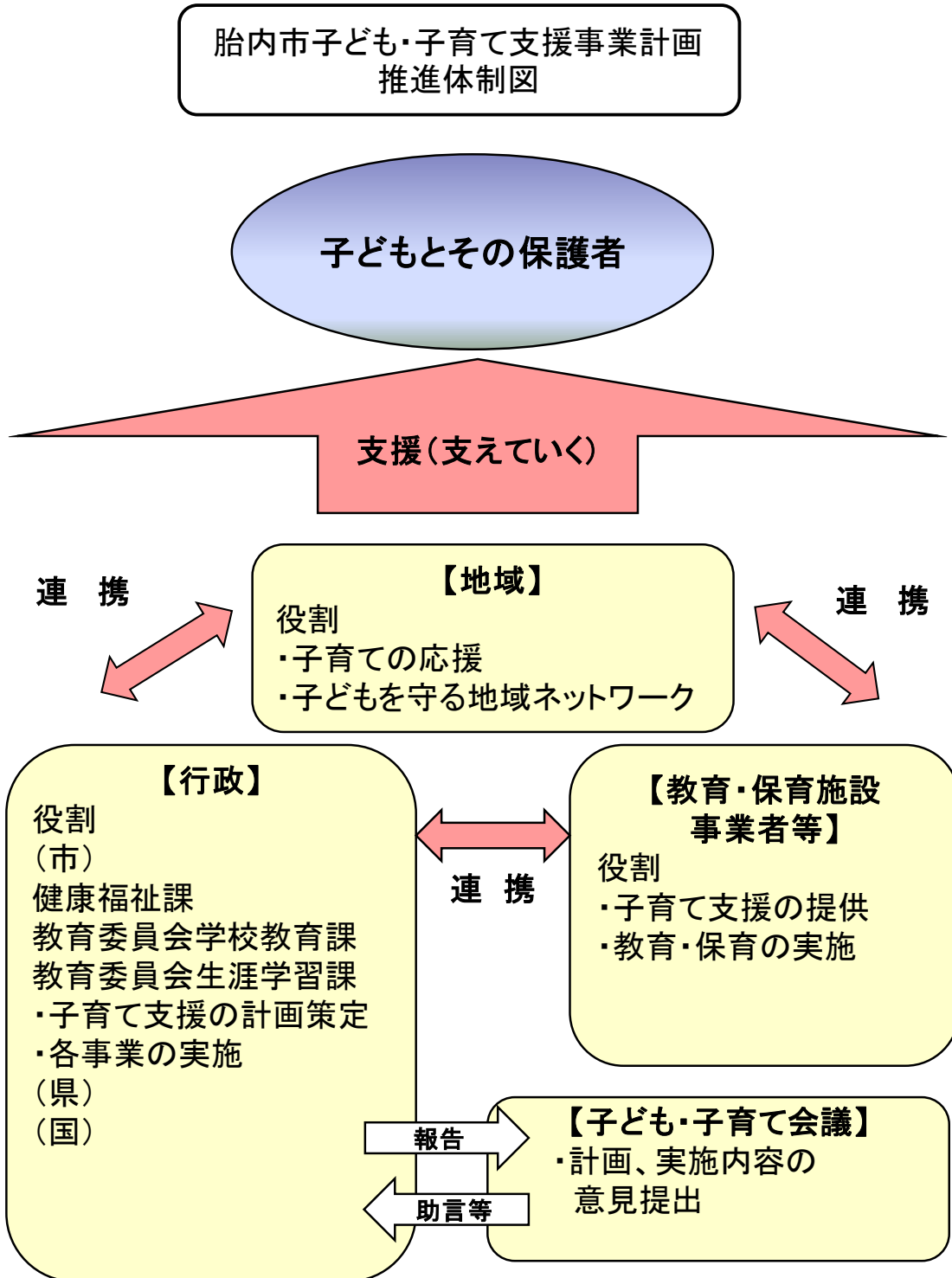
晩婚化の進行による未婚率の上昇等により、夫婦が持つ子どもの数も少なくなっている状況から、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援の充実を図り、結婚、妊娠、出産、育児をしやすい地域づくりに向けた環境の整備を推進します。

- ・若者の定住促進対策
- ・結婚の希望を持っている独身男女に対する、出会いの場の提供
- ・妊娠出産を望んでいても、その機会に恵まれない夫婦に対する助成
- ・多子世帯に対する支援
- ・地域における子育て環境の整備

第8章 推進体制

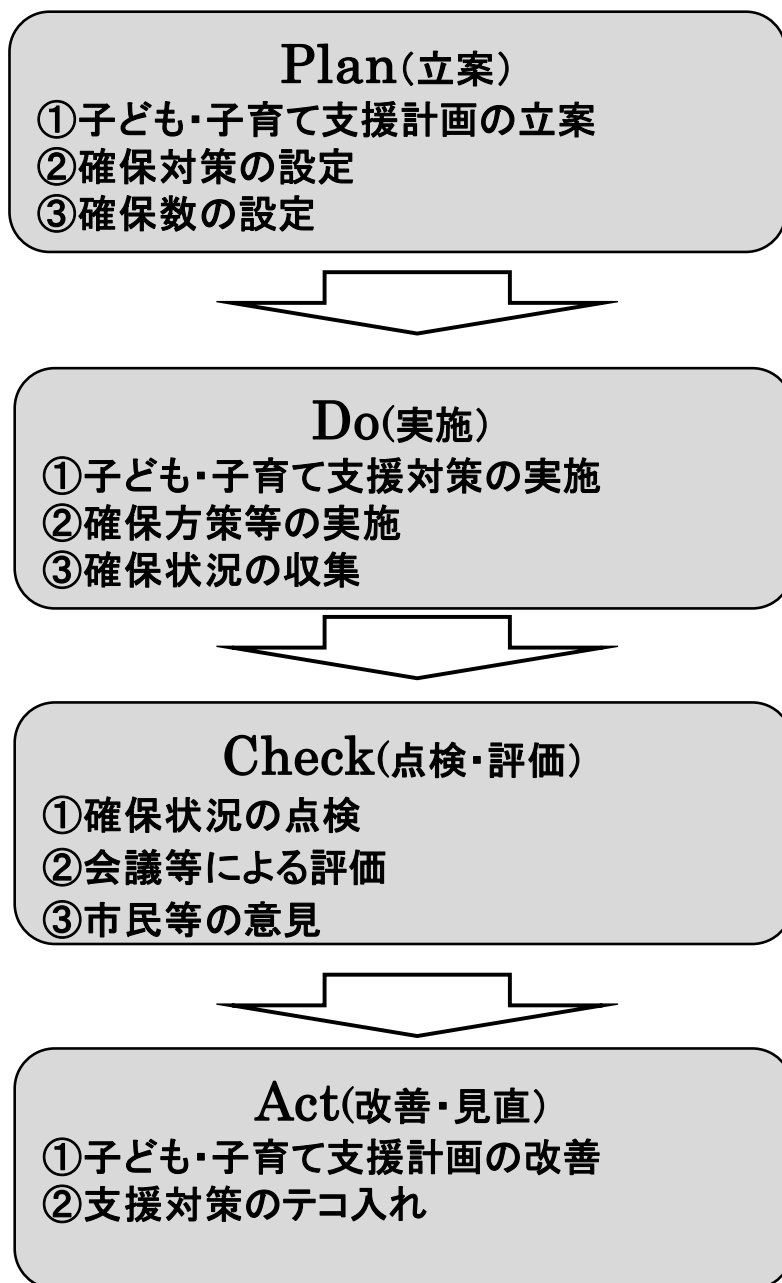
1 推進体制

子どもとその保護者を支援するために、地域、行政、保育施設事業者等がそれぞれの役割を担い連携を密にし、一体となって子どもとその保護者を支えていきます。



2 進捗管理

子ども・子育て支援事業計画を実効性のあるものとするために、計画の達成目標を立案し、計画を実施し、実施内容の点検・評価をし、改善・見直しを行うことで計画を推進していきます。



■ ■ 資料編

1 胎内市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 6 月 30 日

条例第 24 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、胎内市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査、審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 17 人以内で組織し、次に掲げる者又は団体若しくは機関のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 地域活動団体その他各種団体の推薦を受けた者
- (3) 社会福祉施設関係者
- (4) 児童福祉施設関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 公募による者
- (7) 市の機関
- (8) その他市長が適当と認める者

2 前項第 6 号の委員の人数は、2 人以内とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができるものとする。

(1) 胎内市情報公開条例（平成 17 年条例第 11 号）に規定する公開することができない情報に関し、審議等をする場合

(2) 公開することにより、会議の公正かつ円滑な議事運営に著しく支障を生じると認められる場合

（庶務）

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 胎内市子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	所属等
会長	藤木 國裕	胎内市教育委員会 委員長
副会長	渡邊 素子	中条町商工会女性部 部長
委員	赤塚 友美	保育園保護者
委員	桐生 かおり	保育園保護者
委員	笥 智也	胎内市PTA連絡協議会 会長
委員	加藤 清司	青少年育成胎内市民会議 会長
委員	皆川 恵	胎内市手をつなぐ育成会
委員	一ノ瀬 里絵子	社会福祉法人愛宕福祉会ひだまり保育園 園長
委員	瀧澤 貴子	社会福祉法人岡山福祉会ふれあいの里きすげ乳児保育園 園長
委員	佐藤 謙彌	胎内市民生児童委員協議会連合会 会長
委員	速水 紳	胎内市立黒川小学校 校長
委員	谷本 千絵	中学生、高校生又は大学生の子がいる保護者
委員	三浦 秀美	保育園又は認定こども園に通園していない3歳未満の子 がいる保護者
委員	大沼 和子	胎内市立日の出保育園 園長
委員	田中 幸子	胎内市立黒川保育園 園長
事務局	須貝 敏昭	健康福祉課 課長
事務局	小熊 龍司	学校教育課 課長
事務局	佐藤 勝則	健康福祉課 こども係長
事務局	荒木 利和	健康福祉課 障がい福祉係長
事務局	塚野 郁子	健康福祉課 健康指導係長
事務局	傳 英美子	学校教育課 学校教育係長

胎内市子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成 27 年 3 月

発 行 胎内市 健康福祉課
〒959-2693 新潟県胎内市新和町 2 番 10 号
電話番号 (0254) 43-6111 FAX (0254) 43-2868